
愛媛県立中央病院整備運営事業

事業契約書（案）

平成 19 年 8 月

愛媛県

目 次

第1章 総 則	1
第1条 本契約の目的及び解釈	1
第2条 公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重	1
第3条 本事業の概要	1
第4条 乙に対する支払	1
第5条 契約の保証	1
第6条 許認可及び届出等	3
第7条 乙の資金調達	3
第8条 起債・補助金申請への協力	3
第9条 優先関係	4
第10条 責任の負担	4
第2章 統括マネジメント業務	4
第1節 個別業務のマネジメント業務	4
第11条 個別業務のマネジメント業務	4
第12条 個別業務のマネジメント業務の第三者による実施	5
第13条 個別業務のマネジメント業務責任者等の通知等	5
第2節 病院経営支援業務	6
第14条 病院経営支援業務	6
第15条 病院経営支援業務の第三者による実施	6
第16条 病院経営支援責任者等の通知等	6
第3章 病院施設整備業務（施設整備に係る設計）	7
第17条 設計業務の実施	7
第18条 設計業務の第三者による実施	7
第19条 関連行政手続等	7
第20条 設計業務総括責任者の通知等	7
第21条 設計作業工程表の作成及び提出	8
第22条 設計業務の進捗状況の確認	8
第23条 乙による事業者提案又は設計の変更	8
第24条 甲の指示による事業者提案又は設計の変更	9
第25条 法令変更等による設計変更等	9
第26条 基本設計説明書及び設計図書の提出	10
第4章 病院施設整備業務（施設整備に係る建設）	10
第1節 総則	10
第27条 本件土地の貸付	10

第28条	建設に伴う各種調査	11
第29条	近隣対応	11
第30条	周辺影響調査・対策業務	12
第31条	関連工事の調整	13
第2節	工事監理業務	13
第32条	工事監理業務の実施	13
第33条	工事監理業務の第三者による実施	13
第34条	工事監理者	13
第3節	建設業務	14
第35条	建設業務の実施	14
第36条	建設業務の第三者による実施	14
第37条	監理技術者及び主任技術者	14
第38条	施工計画書等	15
第39条	施工期間中の保険	15
第40条	本件解体工事の実施	15
第41条	本件新設工事の実施	16
第42条	本件改修工事の実施	16
第43条	工事記録の整備等	17
第44条	甲の説明要求等	17
第45条	中間確認	17
第46条	部分使用	18
第47条	医療機器・医療情報システム・備品の搬入	18
第48条	乙による本件対象施設の竣工検査	18
第49条	甲による本件工事対象施設の竣工確認	18
第50条	甲による本施設の竣工確認通知	19
第51条	工期の変更	19
第52条	工事の中止	19
第53条	工期の変更に伴う費用負担等	19
第54条	第三者に発生した損害等	20
第55条	不可抗力による損害	20
第56条	本件新設工事対象施設の引渡手続	20
第57条	本件改修工事対象施設の引渡手続	21
第58条	引渡し等の遅延	21
第59条	瑕疵担保	22
第5章	医療機器及び一般備品調達関連業務	22
第60条	医療機器等調達関連業務の実施	22

第61条	医療機器等調達関連業務の第三者による実施	22
第62条	医療機器等調達関連業務の総括責任者等の通知等	23
第63条	医療機器等の選定等	23
第64条	医療機器等の変更に伴う費用負担	24
第65条	医療機器等の調達及び設置	24
第66条	瑕疵担保責任	25
第6章	医薬品・診療材料調達関連業務	25
第1節	医薬品調達関連業務	25
第67条	医薬品調達関連業務の実施	25
第68条	医薬品調達関連業務の第三者による実施	25
第69条	医薬品調達関連業務の総括責任者等の通知等	26
第70条	年度医薬品調達業務計画書の作成等	26
第71条	医薬品調達予定リスト作成支援業務	27
第72条	医薬品ベンチマークの設定等	27
第73条	医薬品の調達及び納品	27
第74条	確認後の医薬品の変更	28
第75条	瑕疵担保責任	28
第76条	医薬品の管理に係る特則	29
第2節	診療材料調達関連業務	29
第77条	診療材料調達関連業務の実施	29
第78条	診療材料調達関連業務の第三者による実施	29
第79条	診療材料調達関連業務の総括責任者等の通知等	30
第80条	年度診療材料調達業務計画書の作成等	30
第81条	診療材料調達予定リスト作成業務	30
第82条	診療材料ベンチマークの設定等	30
第83条	診療材料の調達及び納品	31
第84条	確認後の診療材料の変更	32
第85条	瑕疵担保責任	32
第3節	準備品・消耗品調達関連業務	32
第86条	準備品・消耗品調達関連業務の実施	32
第87条	準備品・消耗品調達関連業務の第三者による実施	33
第88条	準備品・消耗品調達関連業務の総括責任者等の通知等	33
第89条	年度準備品・消耗品調達業務計画書の作成等	33
第7章	運営業務	34
第1節	運営業務開始前準備及び運営業務実施体制の整備	34
第90条	運営業務の総括責任者等の通知等	34

第91条	運営業務開始準備	34
第92条	移転作業にかかる特則	34
第93条	習熟訓練	34
第94条	運営前リハーサル	35
第95条	運営業務実施体制の確認	35
第96条	事業計画書の提出	35
第97条	本件病院施設完成後の保険	35
第98条	本件病院施設の運営開始日の遅延	36
第2節	運営業務の実施	36
第99条	運営業務の実施	36
第100条	第三者に対する委託	37
第101条	業務別仕様書等の作成	37
第102条	年度運営業務計画書の提出	38
第103条	日報・月報の提出	38
第104条	四半期運営業務報告書の提出	38
第105条	年度運営業務総括書の提出	39
第106条	場所の貸与	39
第107条	情報管理関連業務に係る特則	39
第108条	利便施設運営業務に係る特則	40
第109条	施設維持管理業務における計画修繕に係る特則	40
第110条	臨機の措置	41
第111条	甲又は乙に発生した損害等	41
第112条	第三者に発生した損害等	41
第8章	モニタリングの実施	42
第113条	モニタリング実施計画書の策定	42
第114条	運営業務等のモニタリングの実施	42
第9章	サービスの対価	42
第115条	サービス対価の支払	42
第116条	設計・施工期間中の支払のための出来形確認	42
第117条	サービス対価の改定	43
第118条	サービス対価の減額	43
第119条	サービス対価の返還	43
第10章	業務等に関する変更等	44
第120条	要求水準書の変更	44
第121条	業務別仕様書等の変更	44
第11章	表明及び保証等	44

第122条	事実の表明及び保証	44
第123条	乙による約束	46
第124条	甲による約束	49
第12章	契約期間及び契約の終了	50
第125条	契約期間	50
第126条	乙の債務不履行による契約解除	50
第127条	甲の債務不履行による契約解除	51
第128条	甲の任意による契約解除	51
第129条	違約金	51
第130条	1号館施設引渡し前の解除の効力	52
第131条	本件工事対象施設のすべての引渡終了日後の解除の効力	53
第132条	1号館引渡日後本件工事対象施設のすべての引渡終了日前の解除の効力	54
第133条	期間満了による契約の終了	54
第134条	保全義務	55
第135条	関係書類の引渡し等	55
第13章	損害賠償等	55
第136条	遅延利息	55
第137条	損害賠償	56
第14章	法令変更	56
第138条	通知等	56
第139条	協議及び増加費用の負担等	56
第140条	法令変更等による契約の終了	57
第15章	不可抗力	57
第141条	通知の付与	57
第142条	協議及び損害額の負担等	57
第143条	不可抗力への対応	58
第144条	不可抗力による契約の終了	58
第16章	協議会等の設置	58
第145条	経営に関する会議等	58
第146条	係争調整会議	58
第17章	著作権等	59
第147条	著作権等の帰属	59
第148条	著作権の譲渡等	59
第149条	著作権等の譲渡禁止	60
第150条	第三者の知的財産権等の侵害	60
第151条	工業所有権	60

第 18 章 その他.....	60
第152条 公租公課の負担	60
第153条 金融機関との協議	60
第154条 計算書類等の提出	61
第155条 秘密保持・個人情報保護等	61
第156条 契約上の地位の譲渡	62
第157条 乙の兼業禁止	62
第158条 監査・会計検査等への協力	62
第159条 見学者対応等	62
第160条 管轄裁判所	62
第161条 疑義に関する協議	63
第162条 その他	63
別紙 1 契約金額の内訳.....	64
別紙 2 用語の定義集.....	65
別紙 3 日程表.....	76
別紙 4 設計図書等一覧.....	77
別紙 5 本件土地.....	78
別紙 6 行政財産無償貸付契約書（案）	79
別紙 7 乙が加入すべき保険等.....	84
別紙 8 竣工図書.....	86
別紙 9 瑕疵担保に係る保証書の様式.....	87
別紙 10 運営協力企業の変更	89
別紙 11 モニタリング基本計画書	90
別紙 12 サービス対価の算定及び支払方法	90
別紙 13 要求水準書の変更手続	91
別紙 14 業務別仕様書及び作業マニュアルの変更手続.....	95
別紙 15 法令変更等による増加費用の負担割合	98
別紙 16 不可抗力による損害等の負担割合	99

**愛媛県立中央病院整備運営事業
事業契約書**

- 1 件 名 愛媛県立中央病院整備運営事業
- 2 事業場所 愛媛県松山市春日町 83 番地他
- 3 契約金額 ●円
(うち消費税及び地方消費税額は●円)
(ただし、その内訳金額は別紙 1 に記載するところによる。)
- 4 契約期間 本契約の締結の日から平成●年●月●日まで
- 5 契約保証金 第 5 条に定めるとおり
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり

上記事業について、愛媛県（以下「甲」という。）及び●（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その
原本1通を所持する。

平成●年●月●日

甲 : 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理者 ●

乙 : ●●

●株式会社

代表取締役 ●

第1章 総 則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条** 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本契約において用いられる用語は、別紙2において定められた意味を有するものとする。
- 3 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条** 乙は、本件病院施設等が、自治体病院としての公共性と公営企業としての経済性が求められることを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条** 本事業は、統括マネジメント業務、病院施設整備業務、調達関連業務及び運営業務その他これらに付随し関連する一切の業務及びこれらの業務実施に係る資金調達から構成される。
- 2 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を遂行しなければならない。
- 3 乙は、別紙3に定める日程に従って本事業を実施するものとする。

(乙に対する支払)

- 第4条** 甲は、本契約に定めるところにより、サービス対価を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

(契約の保証)¹

- 第5条** 乙は、次項各号の期間の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、当該履行保証保険契約の締

¹ 契約の保証に関する条文は未だ検討中であり、現時点における考えを示したものです。正式に決定した後速やか（提案書類の提出（入札）期限までのできるだけ早い時期）に公表します。

結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならず、第7号の場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険会社の異議なき承諾でかつ確定日付ある書面による債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 国債又は地方債の提供
- (3) 政府の保証のある債券の提供
- (4) 資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号の規定による金融債の提供
- (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関の保証
- (6) 甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- (7) 協力企業の全部又は一部が、乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、乙が自己の費用において当該履行保証保険契約に基づき乙が有する保険金請求権の上に、第127条第1項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、次の各号の期間に応じ、当該各号に定める金額の10分の1以上としなければならない。

- (1) 施工期間中（運営期間と重複する期間を除く。）

別紙1の施設整備業務費相当額から本件工事対象施設の設計業務費相当額及び工事監理業務費相当額を控除した額。ただし、本件解体工事が終了したとき又は乙が甲に各本件工事対象施設を引き渡したときは、当該解体工事終了部分及び当該引渡し済み本件工事対象施設に相当する建設工事費相当額を適宜控除することができる。

- (2) 運営期間中（施工期間と重複する期間を除く。）

契約金額から別紙1の内訳金額のうち、運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額、調達代金相当額及び本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の238分の12に相当する額

- (3) 施工期間と運営期間とが重複する期間中

前2号の額を合算した額

3 第1項の規定により、乙が同項第2号から第5号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保（当該担保の価値は、第2号の債券にあっては額面金額とし、第3号及び第4号の債券にあっては額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格）の10分の8をもつて換算した額とし、第5号の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。）の提供として行われたものとし、同項第6号

又は第7号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

- 4 第2項各号に定める金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該各号の金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(許認可及び届出等)

第6条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、乙が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下、本条において同じ。）を負担するものとし、その遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、甲及び乙の間でその責任及び損害の負担について協議するものとする。
- 4 甲が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は甲が第2項の協力を怠ったことにより乙が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた損害を賠償する。
- 5 乙は、本件事業の実施に係る許認可の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に甲に提出するものとする。
- 6 乙は、本件事業の実施に係る許認可の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付の写しを甲に提出するものとする。

(乙の資金調達)

第7条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約において甲が負担する費用を除き、すべて乙が負担する。

- 2 本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲の協力が必要な場合、甲は可能な限りその協力を行うものとする。

(起債・補助金申請への協力)

第8条 乙は、甲による起債又は補助金の申請について、書類作成等への協力を行う。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。
- 3 前項の場合を除き、甲が行う起債又は補助金申請に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。

(優先関係)

第9条 本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

- 2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 3 事業者提案と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書等に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にかかわらず、その限度で事業者提案の記載が要求水準書の記載に優先するものとする。

(責任の負担)

第10条 乙は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 本契約に別段の定めのある場合を除き、乙の本事業実施に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、確認若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、確認若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

第2章 統括マネジメント業務

第1節 個別業務のマネジメント業務

(個別業務のマネジメント業務)

第11条 乙は、事業期間中、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又は個別業務のマネジメント業務協力企業をして、個別業務のマネジメント業務²を実施し又は実施せしめる。

² 個別業務のマネジメント業務に係る計画書の内容、作成・提出時期等についても規定する予定です。詳細は、入札公告時に公表します。

(個別業務のマネジメント業務の第三者による実施)

第12条 乙は、個別業務のマネジメント業務を実施する個別業務のマネジメント業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、個別業務のマネジメント業務協力企業が協力企業等（ただし、個別業務のマネジメント業務協力企業及び病院経営支援業務協力企業を除く。以下、本項において同じ。）に対し、個別業務のマネジメント業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、個別業務のマネジメント業務協力企業が協力企業等以外の第三者に個別業務のマネジメント業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 個別業務のマネジメント業務実施に関する個別業務のマネジメント業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、個別業務のマネジメント業務協力企業その他個別業務のマネジメント業務の実施に関して乙又は個別業務のマネジメント業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(個別業務のマネジメント業務責任者等の通知等)

第13条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、個別業務のマネジメント責任者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、事業期間中、個別業務のマネジメント責任者³を配置しなければならない。

3 乙は、〔期間〕、第1項に基づき通知した個別業務のマネジメント責任者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。なお、〔期間〕経過後は、理由の如何を問わず、甲の事前の書面による承諾を得て、個別業務のマネジメント責任者を変更することができる。

4 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされた個別業務のマネジメント責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、個別業務のマネジメント責任者の変更に関し協議を行う。

5 **【愛媛県：5項以降は、入札公告時までに個別業務のマネジメント業務に関してそ**

³ 平成19年3月30日公表の統括マネジメント業務に関する質問回答No.004に「常駐を求めるマネジメント責任者及び病院経営支援責任者については、SPCに籍を置く者（代表企業等からの出向等は不可）が担うことを求めますが、（以下略）」と記載しておりましたが、再考の結果、個別業務のマネジメント責任者について、SPC又はマネジメントサポート企業に籍を置くことを要件とはしない方向で検討中です。詳細は、入札公告時に公表する要求水準書をご覧ください。

【その他甲に通知してもらふべき担当者や体制、個別業務のマネジメント業務責任者の兼任等について規定する予定です。】

第2節 病院経営支援業務

(病院経営支援業務)

第14条 乙は、甲に対し、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又は病院経営支援業務協力企業をして、病院経営支援業務を実施し又は実施せしめる。

(病院経営支援業務の第三者による実施)

第15条 乙は、病院経営支援業務を実施する病院経営支援業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、病院経営支援業務協力企業が協力企業等（ただし、個別業務のマネジメント業務協力企業及び病院経営支援業務協力企業を除く。以下、本項において同じ。）に対し、病院経営支援業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、病院経営支援業務協力企業が協力企業等以外の第三者に病院経営支援業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 病院経営支援業務実施に関する病院経営支援業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、病院経営支援業務協力企業その他病院経営支援業務の実施に関して乙又は病院経営支援業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(病院経営支援責任者等の通知等)

第16条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、病院経営支援責任者を定め、甲に通知しなければならない。

2 乙は、事業期間中、病院経営支援責任者⁴を配置しなければならない。

3 乙は、〔（期間）〕、第1項に基づき通知した病院経営支援責任者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、

⁴ 平成19年3月30日公表の統括マネジメント業務に関する質問回答No.004に「常駐を求めるマネジメント責任者及び病院経営支援責任者については、SPCに籍を置く者（代表企業等からの出向等は不可）が担うことを求めますが、（以下略）」と記載しておりましたが、再考の結果、病院経営支援責任者について、SPC又はマネジメントサポート企業に籍を置くことを要件とはしない方向で検討中です。詳細は、入札公告時に公表する要求水準書をご覧ください。

甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。なお、〔（期間）〕経過後は、理由の如何を問わず、甲の事前の書面による承諾を得て、病院経営支援業務責任者を変更することができる。

- 4 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされた病院経営支援責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、病院経営支援責任者の変更に関し協議を行う。
- 5 【愛媛県：5項以降は、入札公告時までに病院経営支援業務に関してその他甲に通知してもらうべき担当者や体制、病院経営支援責任者の兼任等について規定する予定です。】

第3章 病院施設整備業務（施設整備に係る設計）

（設計業務の実施）

第17条 乙は、本契約締結後速やかに、設計協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計業務を実施せしめる。

（設計業務の第三者による実施）

第18条 乙は、設計協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、設計協力企業が第三者に本件工事対象施設の設計業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 本件工事対象施設の設計業務実施に関する設計協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、設計協力企業その他設計業務の実施に関して乙又は設計協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

（関連行政手続等）

第19条 乙は、自己の責任により、建築基準法（昭和25年法律第201号）による確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に定める手続の実施については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

（設計業務総括責任者の通知等）

第20条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計業務総括責任者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知する。

- 2 乙は、設計・施工期間中、設計業務総括責任者を配置しなければならない。

- 3 乙は、設計・施工期間中、第1項に基づき通知した設計業務総括責任者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であつて、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた設計業務総括責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、設計業務総括責任者の変更に関し協議を行う。
- 5 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計担当者一覧及び設計体制表を作成し、甲に提出し、その確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

(設計作業工程表の作成及び提出)

第21条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計に係る設計作業工程表を作成し、本契約締結後速やかに甲に提出する。

(設計業務の進捗状況の確認)

第22条 乙は、甲に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

- 2 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計作業工程表に基づき設計されていることを確認するため、乙に対し事前に通知したうえで、本件工事対象施設の設計状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。
- 3 乙は、前項に規定する設計状況その他の事項についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して協力し便宜を図るものとする。また、設計協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 4 甲は、前3項の規定に基づく説明、書類の提出等又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(乙による事業者提案又は設計の変更)

第23条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を行うことはできない。

- 2 前項の規定に従い乙が甲の承諾を得て事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が発生したときは、乙が当該増加費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは協議により施設整備業務費の支払額を減額するものとする。

(甲の指示による事業者提案又は設計の変更)

- 第24条** 甲は、乙に対し、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更が必要であると認めるときは、施工計画書の変更を伴わずかつ事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、乙に対して事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更内容を記載した書面を通知し、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を求めることができる。この場合、乙は、当該書面を受領した日から14日以内にその事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更の可否を甲に対して書面により通知しなければならない。甲は、当該通知を受領した日から7日以内に、事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更の要否を決定し、乙に通知する。乙は、かかる甲の決定に従うものとする。
- 2 前項の規定に基づき、乙が事業者提案、基本設計説明書又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が生じたときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費の支払額を減額する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、基本設計完了前に甲の要求により入札説明書等及び事業者提案に基づく設計条件の主旨を損ない又は工期の変更を伴う設計条件の変更を行う場合、甲と乙は、当該設計条件の変更に係る本件工事対象施設の施設整備業務費の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用を超えるときは、甲は、乙に対し、超過部分の費用を、本件工事対象施設の施設整備業務費に加算して支払う。

(法令変更等による設計変更等)

- 第25条** 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)、医療法(昭和23年法律第205号)等の法令制度の新設又は改正等により、事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し、事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。
- 2 各本件工事対象施設の竣工までに、入札説明書等に明示されていない本件土地又は本件工事対象施設の瑕疵(本件土地の地中に存する建物等の基礎及び杭等で本件工事対象施設の建設に支障をきたすものを含む。)に起因して、事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し事業者提案、基本設計説明書若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。
- 3 第1項又は第2項に基づく変更起因する設計、本件工事、工事監理、運営及び資金調達に係る乙の費用が増加したときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費の支払額を減額する。

(基本設計説明書及び設計図書の提出)

- 第26条** 乙は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、別紙4に規定する基本設計説明書及び設計図書をそれぞれ甲に提出し、設計協力企業をして、基本設計説明書及び設計図書の内容を説明させなければならない。基本設計説明書又は設計図書の変更を行う場合も同様とする。
- 2 前項の場合における基本設計説明書及び設計図書の提出は、別紙3の日程表に従うものとする。
 - 3 甲は、第1項に基づき提出された基本設計説明書及び設計図書が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された基本設計説明書及び設計図書では、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、乙と協議の上、乙の負担において修正を求めることができる。甲は、かかる修正を求めない場合は、提出された基本設計説明書及び設計図書の確認を乙に通知するものとする。
 - 4 乙は、甲からの指摘（前項による甲の修正の求めを含む。）により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに基本設計説明書及び設計図書の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合を発見した場合も同様とする。
 - 5 前項に規定する修正の結果、本件工事対象施設の引渡しが遅延した場合には、第58条4項の規定を適用する。

第4章 病院施設整備業務（施設整備に係る建設）

第1節 総則

(本件土地の貸付)

- 第27条** 甲は、別紙3に定められた本件工事着工予定日までに、乙が本事業を行うために支障のないよう別紙5の本件土地の権原を確保しなければならない。
- 2 甲及び乙は、〔(時期)〕、別紙6の様式による行政財産無償貸付契約を締結する。
 - 3 乙は、施工期間中、行政財産無償貸付契約の規定に従って、本件土地を本事業の履行の目的のために無償で使用することができる。なお、本件土地以外に乙が病院施設整備業務の実施に必要な仮設及び資機材置場等を自己の費用と責任で確保することについては、これを妨げない。
 - 4 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を使用し、また本事業の履行の目的以外の目的に本件土地を使用しない。

(建設に伴う各種調査)

第28条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、地下水位・水質の調査に係る業務を実施する。また、乙は、自らの責任及び費用負担において、本件工事対象施設の設計及び施工に必要な測量及び調査（以下、本項前段の調査とあわせて「調査等」という。）を実施することができる。

2 乙は、前項に定める調査等を実施する場合は、調査等に着手する前に、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従って、調査計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、調査等に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び費用は、乙の負担とする。

3 乙は、第1項に定める調査等を終了したときは、調査報告書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、行政財産無償貸付契約に基づく本件土地の引渡しに先立って調査等を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ甲に連絡し、その承諾を得た上で調査等を行うことができる。

5 甲は、調査計画書又は調査報告書を受け必要があると判断したときは、乙に対し、調査等の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議又は説明を求めることができる。

6 乙が第1項の規定に従って調査等を行った結果、本件土地に関して、入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地の瑕疵が存在し、乙が本契約及び要求水準書に従って本件事業を実施することができない場合又は乙が本事業を実施することができても乙に著しい損害（増加費用を含む。以下同じ。）が発生することが判明した場合、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。これに起因して乙に損害が発生した場合、甲は、合理的な範囲における当該損害額を負担するものとする。また、これに起因して乙に費用の減少が生じた場合、甲及び乙は協議のうえ、施設整備業務費を減額するものとする。

7 前項の場合、乙は、当該損害の発生を防ぎ、また拡大を低減するよう最大限努力しなければならない。

(近隣対応)

第29条 乙は、本契約の締結日後適切な時期に、本事業の概要、日程及び工事实施計画等（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいい、解体撤去工事に係る計画を含む。以下、本条において「工事实施計画等」という。）の説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力しなければならない。

2 乙は、前項の説明に先立って、乙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の説明の後、その内容及び

結果を甲に報告しなければならない。

- 3 甲は前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施工、近隣対応その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
- 4 乙は、自己の責任及び費用において、近隣調整を行う。
- 5 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、工事实施計画等の変更をすることはできない。この場合、甲は、乙が工事实施計画等を変更せず、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事实施計画等の変更を承諾する。
- 6 近隣調整の結果、本件工事対象施設の竣工の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は、協議のうえ、速やかに本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日を変更することができる。
- 7 近隣調整の結果乙に生じた費用（その結果、本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。
- 8 乙が本条の規定に基づき合理的な近隣調整を実施したにもかかわらず、当該近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難又は事業者提案の範囲を超える設計変更が必要となった場合には、甲は、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。かかる解除については、第144条の規定を適用する。

(周辺影響調査・対策業務)

第30条 乙は、本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、アスベスト、真菌、地盤沈下、地下水位低下、地下水、本件工事対象施設北側近隣への日影、住民の視線、電波障害、ビル風その他本件工事が周辺環境に与える影響を調査、分析及び検討（以下本条において「周辺環境調査等」という。）し、適切な対策を講じるものとする。

- 2 乙は、前項の周辺環境調査等及び対策に先立って、乙が実施しようとする周辺環境調査等及び対策の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の周辺環境調査等及び対策の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響対策その他当該報告又は確認に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
- 4 第1項の周辺環境調査等及び対策並びに前項の協議に要する費用は、乙が負担するものとする。また、乙は、第1項の周辺環境調査等及び対策の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用を負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。

(関連工事の調整)

第31条 乙は、関連工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。

2 甲は、甲が前項の関連工事を実施する場合には、事前に乙に通知したうえで、乙又は建設協力企業の調整に従うものとし、甲が使用する第三者及びその使用人に関する一切の責任を負うものとする。ただし、乙又は建設協力企業の調整が不相当と認められるときには、甲が調整を行い、乙はこれに従うものとする。

3 甲は、松山市が第1項の関連工事を実施する場合には、松山市から甲を通じて乙に通知するとともに、甲が松山市と乙の調整を行うものとする。この場合、乙は、甲の調整に従い、関連工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第32条 乙は、工事監理協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事に係る工事監理業務を実施せしめる。

(工事監理業務の第三者による実施)

第33条 乙は、工事監理協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、工事監理協力企業が第三者に工事監理業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 工事監理業務実施に関する工事監理協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、工事監理協力企業その他工事監理業務の実施に関して乙又は工事監理協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(工事監理者)

第34条 乙は、工事監理協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建設基準法第5条の4第2項に定める工事監理者を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して工事監理者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知する。なお、工事監理業務と建設業務を同一の企業が実施することはできない。

2 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した工事監理者を変更できないものとする。

ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 3 甲は、第1項の規定により通知がなされた工事監理者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、工事監理者の変更に関し協議を行う。
- 4 乙は前項に基づき設置した工事監理者をして、設計図書に従って工事監理業務を行わせるものとする。
- 5 乙は、工事監理者をして、乙を通じ毎月1回以上、工事監理の状況を甲に報告させる。
- 6 乙は、工事監理者をして、乙を通じ適宜日報、月報、四半期報告書、年度総括書、各種検査報告書等の必要書類を甲に提出させる。
- 7 乙は、工事監理者をして、定期的に、甲による工事監理状況の確認を受けさせる。
- 8 乙は、前3項に加え、甲が要請したときは、工事監理者をして、本件工事の事前説明及び事後報告並びに本件工事現場での施工状況を速やかに報告させ、甲による確認を受けさせるものとする。
- 9 乙は、工事監理者が前5項の行為を行う上で必要となる協力を行う。

第3節 建設業務

(建設業務の実施)

第35条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案並びに基本設計説明書及び設計図書に従って、建設業務を実施せしめる。

(建設業務の第三者による実施)

- 第36条** 乙は、建設協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、建設業法(昭和24年法律第100号)第22条3項の承諾を与えてはならない。
 - 3 乙は、本件工事着工予定日までに、建設業法第24条の7及び要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出し、確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。
 - 4 建設業務実施に関する建設協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、建設業務実施に関して乙又は乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(監理技術者及び主任技術者)

第37条 乙は、建設協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に

従い、建設業法第 26 条に定める監理技術者又は主任技術者を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して監理技術者又は主任技術者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、施工期間中、第 1 項に基づき通知した監理技術者又は主任技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であつて、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 甲は、第 1 項の規定により通知がなされた監理技術者又は主任技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、監理技術者又は主任技術者の変更に関し協議を行う。

(施工計画書等)

第38条 乙は、本件工事着工日の前日までに、本契約、要求水準書、事業者提案並びに基本設計説明書及び設計図書に従って、全体工事工程表を作成して甲に提出し、確認を受けなければならない。

- 2 乙は、各本件工事対象施設の工事着工日の前日までに、本契約、要求水準書、事業者提案並びに基本設計説明書及び設計図書に従って、施工計画書（工事工程表及び施工要領書を含む。）その他甲の指定する書類を作成して甲に提出し、確認を受けなければならない。
- 3 乙は、仮設工事を行う場合、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、総合仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、別途甲と協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。
- 5 前 3 項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。

(施工期間中の保険)

第39条 乙は、施工期間中、別紙 7 の第 1 に定める保険に加入し又は建設協力企業をして加入させ、保険料を負担し又は建設協力企業をして負担させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設協力企業をして保険契約を締結させたときは、その保険証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(本件解体工事の実施)

第40条 乙は、〔(時期)〕に、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に従って、本件解体工事を遂行させる。

- 2 乙は、各本件解体工事対象施設の解体工事に着手しようとするときは、各本件解体

工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。

- 3 本件解体工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、甲及び乙は協議のうえ、その取り扱いについて定めるものとする。
- 4 前項の協議により定められたところに従い乙が本件解体工事を実施する場合において乙に追加的な費用が発生する場合、当該増加費用は甲が負担するものとして、施設整備業務費を増額し、乙に費用の減少が生じたときは、施設整備業務費を減額する。

(本件新設工事の実施)

第41条 乙は、〔(時期)〕に、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に従って、本件新設工事を遂行させる。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件新設工事対象施設を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、各本件新設工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、各本件新設工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。

(本件改修工事の実施)

第42条 乙は、〔(時期)〕に、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に従って、本件改修工事対象施設の建設工事を遂行させる。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件改修工事対象施設を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、各本件改修工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、各本件改修工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
- 4 本件改修工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、甲及び乙は協議のうえ、その取り扱いについて定めるものとする。
- 5 前項の協議により定められたところに従い乙が本件改修工事を実施する場合において、乙に追加的な費用が発生するときは当該増加費用は甲が負担するものとして施設整備業務費を増額し、乙に費用の減少が生じたときは、施設整備業務費を減額する。

(工事記録の整備等)

第43条 乙は、建設協力企業をして、本件工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。

2 乙は、本件工事に必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用で調達しなければならない。

(甲の説明要求等)

第44条 甲は、本件工事が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書（甲と乙の打ち合わせの結果を含む。以下同じ。）及び施工計画書に従い実施されていることを確認するために、本件工事の状況及び品質管理について、乙に事前に通知したうえで、乙又は建設協力企業に対して説明を求め、確認することができる。この場合において、本件工事の現場において実施状況を確認するときは、乙及び建設協力企業が立ち会うものとする。

2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲に対して可能な限りの協力を行うとともに、建設協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件工事の状況及び品質管理が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書若しくは施工計画書に規定する水準又は使用を満たさないと甲が判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

4 甲は乙から施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(中間確認)

第45条 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計説明書、設計図書及び施工計画書に従い建設されていることを確認するために、施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の中間確認の結果、本件工事の状況が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計説明書、設計図書若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは施工計画書に規定する水準又は使用を満たさないと判断した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

(部分使用)

第46条 甲は、第56条又は第57条の規定による引渡し前においても、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(医療機器・医療情報システム・備品の搬入)

第47条 甲が所有又は別途発注する医療機器、医療情報システム又は備品の搬入作業が乙の病院施設整備業務に密接に関連する場合において必要がある場合、乙は、スケジュールの調整を行うなど甲による医療機器、医療情報システム又は備品の搬入に協力する。

2 前項の場合、乙が甲に協力する際に要する費用は、乙の負担とする。

(乙による本件対象施設の竣工検査)

第48条 乙は、本件工事対象施設が竣工した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、各本件工事対象施設ごとに竣工検査を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する竣工検査への立会いを求めることができる。

3 乙は、竣工検査に対する甲の立会いの実施の有無を問わず、甲に対して、各本件工事対象施設ごとに、竣工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（以下「建設業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

(甲による本件工事対象施設の竣工確認)

第49条 甲は、前条第3項に規定する建設業務完了報告書を受領してから14日以内に、各本件工事対象施設ごとに竣工確認を行う。乙は、甲の竣工確認に際して、現場説明、施工記録等の資料提供等により、甲に協力しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、本件工事対象施設を最小限度破壊して確認することができる。

2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項に定める竣工確認により本件工事対象施設が、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計説明書及び設計図書どおりに建設されていると認めるときは、本件工事完了の承諾を行わなければならない。

- 4 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計説明書及び設計図書どおりに建設されていないと認めるときは、不備、不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその修補を求めることができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後あらためて甲の確認及び承諾を得なければならない。この場合には、本条第1項に掲げる期限の定めは適用せず、甲及び乙は速やかに手続を行わなければならない。
- 6 前項に規定する修補の結果、本件工事対象施設の引渡しが各本件工事対象施設の引渡予定日より遅延した場合は、第58条第4項の規定を適用する。

(甲による本施設の竣工確認通知)

第50条 甲は、前条第3項に規定する本件工事の完了の承諾を行った後、各本件工事対象施設の引渡予定日までに乙に対し竣工確認通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、建設業務及び運営業務等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する運営業務等が要求水準を満たさなかった場合において、甲が前項に規定する竣工確認通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

(工期の変更)

第51条 甲が乙に対し工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 不可抗力若しくは法令変更又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 3 前2項において、甲と乙の間において合理的な期間内に協議が整わない場合、甲が合理的な工期を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工事の中止)

第52条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合であって、必要があると認めるときは工期を変更することができる。

(工期の変更に伴う費用負担等)

第53条 前2条に基づき工期が変更された場合で、乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用（遅延損害金は含まない。以下本条において同じ。）を甲が負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 15 又は別紙 16 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

（第三者に発生した損害等）

第54条 本件工事について第三者に損害（第 39 条の規定により付された保険により填補された部分を除く。）を発生させた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 第 24 条又は第 25 条の設計変更起因して第三者に損害を与えた場合、甲がその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

（不可抗力による損害）

第55条 乙が本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本件工事対象施設又は本件改修工事対象施設（建設中の出来形を含む。）に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知する。
- 3 第 1 項に規定する損害（乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）については、別紙 16 の負担割合に従い合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

（本件新設工事対象施設の引渡手続）

第56条 乙は、甲から各本件新設工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、各本件新設工事対象施設の引渡予定日（ただし、甲の本件新設工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか）に、別紙 8 に記載する竣工図書とともに、各本件新設工事対象施設の所有権を甲に移転するものとする。乙は、本件新設工事対象施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

- 2 乙は、甲が本件工事対象施設の所有権の保存登記を行う場合には、これに協力する。

(本件改修工事対象施設の引渡手続)

第57条 乙は、甲から各本件改修工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、各本件改修工事対象施設の引渡予定日（ただし、甲の本件改修工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか）に、別紙8に記載する竣工図書とともに、各本件改修工事対象施設の占有権を甲に移転するものとする。なお、本件工事期間中に当該建物に附合した動産の所有権に関しては、当該附合時において乙から甲に所有権が移転するものとする。

(引渡し等の遅延)

第58条 乙は、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合には、本件解体工事終了予定日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。ただし、第49条第6項による修補を行うため遅延が見込まれる場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、本件解体工事の可及的速やかな終了又は本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される運営期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由、又は甲が本事業の入札手続において提供した本件土地、本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設に関する資料において明示されていない本件土地、本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 4 乙の責めに帰すべき事由によって、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、本件解体工事終了予定日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡予定日から実際に本件解体工事が終了した日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しを受けた日までの日数に応じ、施設整備業務費のうち、当該引渡遅延に係る各本件工事対象施設相当額（支払利息相当額を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金●円。）に年5%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。
- 5 法令変更又は不可抗力によって、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合は、第14章又は第15章の規定による。

(瑕疵担保)

- 第59条** 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第56条及び第57条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を建設協力企業から徴求し、各本件新設工事対象施設又は各本件改修工事対象施設ごとに第56条による各本件新設工事対象施設又は第57条による各本件改修工事対象施設の引渡しのとしまでに甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙9に定める様式による。

第5章 医療機器及び一般備品調達関連業務

(医療機器等調達関連業務の実施)

- 第60条** 乙は、〔(時期)〕、自ら又は医療機器等調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、医療機器等調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

(医療機器等調達関連業務の第三者による実施)

- 第61条** 乙は、医療機器等調達関連業務の全部又は一部を医療機器等調達関連協力企業等その他第三者に委託する場合は、医療機器等調達関連業務開始予定日の●月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、医療機器等調達関連業務を実施する医療機器等調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 乙は、医療機器等調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した医療機

器等調達関連協力企業等に委託し又は、請け負わせることができる。

- 3 乙は、別紙 10 に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第 1 項に基づき甲が確認した医療機器等調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 医療機器等調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、医療機器等調達関連協力企業その他医療機器等調達関連業務の実施に関して乙又は医療機器等調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(医療機器等調達関連業務の総括責任者等の通知等)

第62条 乙は、〔(時期)〕までに、要求水準書に従い、医療機器等調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、〔(時期)〕から運營業務開始日から6ヶ月経過するまでの間、医療機器等調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に基づき通知した総括責任者又は業務責任者を変更することができる。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第 1 項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(医療機器等の選定等)

第63条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、〔(時期)〕までに、医療機器等調達業務計画書を作成し、甲に提出する。

- 2 甲及び乙は、医療機器等調達業務計画書の作成にあたって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って医療機器等調達業務計画書を作成しなければならない。
- 3 甲及び乙は、協議のうえ、要求水準書、事業者提案及び医療機器等調達業務計画書に従って、最終選定医療機器等リストを作成し、甲及び乙の双方により構成される医療機器選定委員会（仮称）の検討を経て、最終選定医療機器等リストを確定する。
- 4 前項に基づく協議及び医療機器選定委員会（仮称）の検討を経たにもかかわらず、最終選定医療機器等リストの確定に至らなかった場合には、甲が、最終選定医療機器等リストを確定するものとする。
- 5 乙は、前項の最終選定医療機器等リストの作成後速やかに、要求水準書、事業者提案及び最終選定医療機器等リストに従って、甲が合理的に満足する形式及び内容の性能仕様書（内訳書）を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

(医療機器等の変更に伴う費用負担)

第64条 別段の合意がある場合を除き、医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の機能又は価格と最終選定医療機器等リストに記載された機能又は価格が異なる場合の費用負担等は、以下のとおりとする。

- (1) 最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の機能及び価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の機能及び価格よりも上昇した場合、甲及び乙は協議を行う。当該協議が整った場合、乙は、当該協議内容に従って医療機器等の調達を行うものとするが、当該協議が整わなかった場合は、甲が自ら当該医療機器等を調達するものとする。
- (2) 最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の価格よりも上昇し、かつ最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の機能が医療機器調達予定リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の機能と同等若しくは下落した場合、又は医療機器等の機能の上昇下落を問わず最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の価格と同一の場合、乙は、最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等を入札時の価格で調達するものとする。
- (3) 医療機器等の機能の上昇下落を問わず、最終選定医療機器等リストに記載された医療機器等の価格が医療機器等調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の価格よりも下落した場合、乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、最終選定医療機器等リストに記載された医療機器を調達時点の見積価格で調達するものとする。

(医療機器等の調達及び設置)

第65条 乙は、第 63 条第 5 項に基づき性能仕様書（内訳書）について甲の確認を受けた後速やかに、要求水準書、事業者提案、医療機器等調達業務計画書、最終選定医療機器リスト及び性能仕様書（内訳書）に従い、医療機器等を調達する。

- 2 乙は、譲渡予定日までに、前三項の規定により調達した医療機器等を要求水準書若しくは事業者提案に記載された場所若しくは甲と乙が別途合意する場所に設置、調整を完了し、又は医療機器等の製造元等の第三者をして、必要な医療機器等の設置及び調整を行わせるとともに、当該医療機器等について、自主検査その他医療機器等の設置に際して通常必要とされる検査を行い、甲に対しその結果を報告する。なお、乙は、かかる検査の前に甲に対して通知するものとし、甲は当該検査に立ち会うことができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の検査報告を受けた後速やかに当該医療機器等の検収を行う。

- 4 第2項の検査又は前項の検収に不合格となった医療機器等については、乙は速やかに代替の医療機器の再調達を行う。再調達された医療機器等については、前2項の規定を準用する。
- 5 乙は、前各項の手続を終了した医療機器等の目録を調製し、甲に所有権を移転する日及び当該日から甲の所有物である旨を各医療機器等に明示し、医療機器等の譲渡予定日に当該目録を医療機器等及び引継書とともに甲に引き渡す。
- 6 乙は、甲に対し、譲渡予定日に、医療機器等の所有権を移転する。
- 7 乙の責めに帰すべき事由により第2項の医療機器等の設置が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は当該遅延に伴い甲に生じた損害を賠償するものとする。

(瑕疵担保責任)

第66条 乙は、医療機器等について、医療機器等の譲渡日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該医療機器を交換し、当該瑕疵を修補し又は、当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、甲は、乙に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内にかかる請求を行わなければならない。

第6章 医薬品・診療材料調達関連業務

第1節 医薬品調達関連業務

(医薬品調達関連業務の実施)

第67条 乙は、〔(時期)〕、自ら又は医薬品調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、医薬品調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

(医薬品調達関連業務の第三者による実施)

第68条 乙は、医薬品調達関連業務の全部又は一部を医薬品調達関連協力企業その他第三者に委託する場合は、医薬品調達関連業務開始予定日の●月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、医薬品調達関連業務を実施する医薬品調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、医薬品調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した医薬品調達関連協力企業に委託し、又は請け負わせることができる。
- 3 乙は、別紙10に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第1項に基づき甲が確認した医薬品調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 乙は、医薬品調達関連業務開始予定日の●月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、医薬品調達関連協力企業等一覧を策定して甲に提出

し、甲の確認を受けなければならない。甲は、医薬品調達関連協力企業等一覧が本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合、乙に対しその修正を求めることができる。

- 5 医薬品調達関連協力企業等の構成に変動があった場合、乙は、当該変動を反映した新たな医薬品調達関連協力企業等一覧を、当該変動後速やかに、甲に対して提出するものとする。
- 6 医薬品調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、医薬品調達関連協力企業その他医薬品調達関連業務の実施に関して乙又は医薬品調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(医薬品調達関連業務の総括責任者等の通知等)

第69条 乙は、〔(時期)〕までに、要求水準書に従い、医薬品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、〔(時期)〕から運営期間終了日まで、医薬品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき通知した総括責任者及び業務責任者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度医薬品調達業務計画書の作成等)

第70条 乙は、調達期間中、各事業年度ごとに、要求水準書、事業者提案及び第96条の事業計画書に従って、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度医薬品調達業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する〔150〕日前（ただし、医薬品調達関連業務開始予定日の属する事業年度については、医薬品調達関連業務開始予定日の●日前）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、年度医薬品調達業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度医薬品業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度医薬品業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(医薬品調達予定リスト作成支援業務)

第71条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、医薬品調達予定リスト作成支援業務を行う。

(医薬品ベンチマークの設定等)

第72条 甲及び乙は、翌事業年度開始の2か月前までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、翌事業年度の医薬品ベンチマークを確定させるものとする。

2 前項の医薬品ベンチマークが確定した後、甲及び乙は、毎年6月末までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、乙が医薬品調達関連業務の履行結果として達成すべき当該事業年度の基準を確定させるものとする。

3 薬価改定等、医療関連法制度等に係る外性的な要因に基づき値引率確保等への影響が生じることが予想される場合、甲及び乙は、要求水準書に従い対応し、協議のうえ、乙が医薬品調達関連業務の履行結果として達成すべき当該事業年度の基準を確定させるものとする。

4 毎年6月末までに前3項の協議が整わない場合、当該事業年度に係る前3項に定める医薬品ベンチマーク及び医薬品調達基準は、甲が合理的に決定するものとし、乙は、当該事業年度中、当該内容に従って、医薬品調達関連業務を実施しなければならない。

5 前項の場合、翌事業年度開始の●か月前までの間、甲は、本契約のうち翌事業年度以降の医薬品調達関連業務に係る部分のみを解除することができる。ただし、当該解除を行うにあたって、甲は、乙と協議しなければならない。

6 前2項の場合において乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用（遅延損害金は含まない。以下本条において同じ。）を甲が負担する。

(2) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙15又は別紙16の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(3) 前2号以外の場合は、すべて乙が負担する。

(医薬品の調達及び納品)

第73条 乙は、医薬品調達予定リスト記載の医薬品（第74条により変更した場合は、変更後の医薬品を含む。）を、医薬品卸業者をして調達させる。

2 乙は、医薬品卸業者をして、甲と乙が別途合意する場所に医薬品を納品させ、自主検査その他各医薬品の納品に際して通常必要とされる検査を完了させ、当該検査の結果を甲に報告する。

3 甲は、前項に基づく乙からの検査報告があった場合、乙の行った当該検査内容の確認を行う。

- 4 第2項の乙による検査又は前項の甲による確認に不合格となった医薬品について、乙は医薬品卸業者をして速やかに代替の医薬品の再調達を行わせる。再調達された医薬品については、前2項の規定を準用する。
- 5 乙は、前4項の規定により調達された医薬品の納品完了時に、納品書を作成し、甲に引き渡す。
- 6 乙は、別段の合意がある場合を除き、第2項の規定により所定の場所に医薬品を納品した時点において、医薬品卸業者をして、当該医薬品の所有権を甲に移転させる。
- 7 乙の責めに帰すべき事由により第2項の医薬品の納品が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた損害を賠償するものとする。また、甲に損害が生じたか否かにかかわらず、乙の提供すべき本件病院施設の運營業務等に支障が生じたときは、第8章に定めるモニタリングの手續に従い処理されるものとする。
- 8 甲は、医薬品卸業者に対し、医薬品の調達及び納品に関して必要な事項について直接指示することができるものとし、乙は、甲のかかる指示を医薬品卸業者に遵守させるよう努めるものとする。
- 9 乙は、前7項記載の事項について、医薬品卸業者に遵守させるべく、乙と医薬品卸業者との間で本事業に関して締結する委託契約において必要な事項を規定しなければならない。当該委託契約の変更並びに医薬品卸業者の変更及び追加に際しても同様の措置を取るものとする。

(確認後の医薬品の変更)

- 第74条** 甲は、合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、医薬品調達予定リスト記載の医薬品の変更を求めることができる。ただし、甲は、乙が医薬品を発注した後は、当該医薬品の変更を求めることはできない。
- 2 甲が乙に対し前項に基づき医薬品調達予定リスト記載の医薬品の変更を求めた場合、甲は、要求水準書に従い、乙と協議のうえ、当該医薬品の取扱い及び費用負担等を決定する。乙は、かかる決定に従わなければならない。
 - 3 乙は、要求水準書に従い、医薬品調達予定リスト記載の医薬品の変更を行うことができる。

(瑕疵担保責任)

- 第75条** 乙は、医薬品卸業者との間で、本契約締結後合理的期間内に、次の各号に掲げる内容を含む契約を締結するものとする。
- (1) 医薬品卸業者は、医薬品について、納品日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該薬品を交換し又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負うものとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、甲が、医薬品卸業者に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に前号の選択に係る請求を行わないときは、医薬品卸業者は前号の責任を免れるものとする。

(医薬品の管理に係る特則)

第76条 甲は、本件病院施設内で使用する医薬品の管理について、医療法及び薬事法(昭和35年法律第145号)上の一切の責任を負うものとする。

第2節 診療材料調達関連業務

(診療材料調達関連業務の実施)

第77条 乙は、〔(時期)〕、自ら又は診療材料調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、診療材料調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

(診療材料調達関連業務の第三者による実施)

第78条 乙は、診療材料調達関連業務の全部又は一部を診療材料調達関連協力企業その他第三者に委託する場合は、診療材料調達関連業務開始予定日の●月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、診療材料調達関連業務を実施する診療材料調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、診療材料調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した診療材料調達関連協力企業に委託し又は、請け負わせることができる。
- 3 乙は、別紙10に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第1項に基づき甲が確認した診療材料調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 乙は、診療材料調達関連業務開始予定日の●月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、診療材料調達関連協力企業等一覧を策定して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。甲は、診療材料調達関連協力企業等一覧が本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合、乙に対しその修正を求めることができる。
- 5 診療材料調達関連協力企業等の構成に変動があった場合、乙は、当該変動を反映した新たな診療材料調達関連協力企業等一覧を、当該変動後速やかに、甲に対して提出するものとする。
- 6 診療材料調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、診療材料調達関連協力企業その他診療材料調達関連業務の実施に関して乙又は診療材料調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(診療材料調達関連業務の総括責任者等の通知等)

- 第79条** 乙は、〔(時期)〕までに、要求水準書に従い、診療材料調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、〔(時期)〕から運営期間終了日まで、診療材料調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき通知した総括責任者及び業務責任者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度診療材料調達業務計画書の作成等)

- 第80条** 乙は、調達期間中、各事業年度ごとに、要求水準書、事業者提案及び第96条の事業計画書に従って、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度診療材料調達業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する〔150〕日前（ただし、診療材料調達関連業務開始予定日の属する事業年度については、診療材料調達関連業務開始予定日の●日前）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、年度診療材料調達業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度診療材料業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度診療材料業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(診療材料調達予定リスト作成業務)

- 第81条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、診療材料調達予定リスト作成業務を行う。

(診療材料ベンチマークの設定等)

- 第82条** 甲及び乙は、〔(時期)〕までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、翌半事業年度の診療材料ベンチマークを確定させるものとする。
- 2 前項の診療材料ベンチマークが確定した後、甲及び乙は、〔(時期)〕までに、要求水準書及び事業者提案に従い、協議のうえ、乙が診療材料調達関連業務の履行結果として達成すべき当該半事業年度の診療材料調達基準を確定させるものとする。
- 3 特定保険医療材料に係る診療報酬の改定等、医療関連法制度等に係る外性的な要因

に基づき、値引率確保等への影響が生じることが予想される場合、甲及び乙は、要求水準書に従い対応し、協議のうえ、乙が診療材料調達関連業務の履行結果として達成すべき当該半事業年度の診療材料調達基準の変更を行うことができる。

- 4 毎年6月末までに前3項の協議が整わない場合、当該半事業年度に係る前3項に定めるベンチマーク及び診療材料調達基準は、甲が合理的に決定するものとし、乙は、当該半事業年度中、当該内容に従って、診療材料調達関連業務を実施しなければならない。
- 5 前項の場合、翌事業年度開始の●か月前までの間、甲は、本契約のうち翌半事業年度以降の診療材料調達関連業務に係る部分のみを解除することができる。ただし、当該解除を行うにあたって、甲は、乙と協議しなければならない。
- 6 前2項の場合において、乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。
 - (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用（遅延損害金は含まない。以下本条において同じ。）を甲が負担する。
 - (2) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙15又は別紙16の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。
 - (3) 前2号以外の場合は、すべて乙が負担する。

(診療材料の調達及び納品)

第83条 乙は、診療材料調達予定リスト記載の診療材料（第84条により変更した場合は、変更後の診療材料を含む。）を、診療材料卸業者をして調達させる。

- 2 乙は、診療材料卸業者をして、甲と乙が別途合意する場所に診療材料を納品させ、自主検査その他各診療材料の納品に際して通常必要とされる検査を完了させ、当該検査の結果を甲に報告する。
- 3 甲は、前項に基づく乙からの検査報告があった場合、乙の行った当該検査内容の確認を行う。
- 4 第2項の乙による検査又は前項の甲による確認に不合格となった診療材料について、乙は診療材料卸業者をして速やかに代替の診療材料の再調達を行わせる。再調達された診療材料については、前2項の規定を準用する。
- 5 乙は、前4項の規定により調達された診療材料の納品完了時に、納品書を作成し、甲に引き渡す。
- 6 乙は、別段の合意がある場合を除き、第2項の規定により所定の場所に診療材料を納品した時点において、診療材料卸業者をして、当該診療材料の所有権を甲に移転させる。
- 7 乙の責めに帰すべき事由により第2項の診療材料の納品が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた

損害を賠償するものとする。また、甲に損害が生じたか否かにかかわらず、乙の提供すべき本件病院施設の運營業務等に支障が生じたときは、第8章に定めるモニタリングの手続に従い処理されるものとする。

- 8 甲は、診療材料卸業者に対し、診療材料の調達及び納品に関して必要な事項について直接指示することができるものとし、乙は、甲のかかる指示を診療材料卸業者に遵守させるよう努めるものとする。
- 9 乙は、前7項記載の事項について、診療材料卸業者に遵守させるべく、乙と診療材料卸業者との間で本事業に関して締結する委託契約において必要な事項を規定しなければならない。当該委託契約の変更並びに診療材料卸業者の変更及び追加に際しても同様の措置を取るものとする。

(確認後の診療材料の変更)

- 第84条** 甲は、合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、診療材料調達予定リスト記載の診療材料の変更を求めることができる。ただし、甲は、乙が診療材料を発注した後は、当該診療材料の変更を求めることはできない。
- 2 甲が乙に対し前項に基づき診療材料リスト記載の診療材料の変更を求めた場合、甲は、要求水準書に従い、乙と協議のうえ、当該診療材料調達予定の取扱い及び費用負担等を決定する。乙は、かかる決定に従わなければならない。
 - 3 乙は、要求水準書に従い、診療材料リスト記載の診療材料の変更を行うことができる。

(瑕疵担保責任)

- 第85条** 乙は、診療材料卸業者との間で、本契約締結後合理的期間内に、次の各号に掲げる内容を含む契約を締結するものとする。
- (1) 診療材料卸業者は、診療材料について、納品日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該診療材料を交換し又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、甲が、診療材料卸業者に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に前号の選択に係る請求を行わないときは、診療材料卸業者は前号の責任を免れるものとする。

第3節 準備品・消耗品調達関連業務

(準備品・消耗品調達関連業務の実施)

- 第86条** 乙は、自ら又は準備品・消耗品調達関連協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、準備品・消耗品調達関連業務を実施し又は実施せしめる。

(準備品・消耗品調達関連業務の第三者による実施)

第87条 乙は、準備品・消耗品調達関連業務の全部又は一部を準備品・消耗品調達関連協力企業その他第三者に委託する場合は、準備品・消耗品調達関連業務開始予定日の●月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、準備品・消耗品調達関連業務を実施する準備品・消耗品調達関連協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、準備品・消耗品調達関連業務の全部又は一部を前項に基づき甲が確認した準備品・消耗品調達関連協力企業に委託し又は、請け負わせることができる。
- 3 乙は、別紙 10 に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第 1 項に基づき甲が確認した準備品・消耗品調達関連協力企業を随時追加又は変更することができる。
- 4 準備品・消耗品調達関連協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、準備品・消耗品調達関連協力企業その他医薬品・準備品・消耗品調達関連業務の実施に関して乙又は準備品・消耗品調達関連協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(準備品・消耗品調達関連業務の総括責任者等の通知等)

第88条 乙は、[(時期)] までに、要求水準書に従い、準備品・消耗品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、[(時期)] から運営期間終了日まで、準備品・消耗品調達関連業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に基づき通知した総括責任者及び業務責任者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、第 1 項の規定により通知がなされた総括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度準備品・消耗品調達業務計画書の作成等)

第89条 乙は、調達期間中、各事業年度ごとに、要求水準書、事業者提案及び第 96 条の事業計画書に従って、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度準備品・消耗品調達業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する [150] 日前（ただし、準備品・消耗品調達関連業務開始予定日の属する事業年度については、準備品・消耗品調達関連業務開始予定日の●日前）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、年度準備品・消耗品調達業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度準備品・消耗品業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度準備品・消耗品調達業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

第7章 運營業務

第1節 運營業務開始前準備及び運營業務実施体制の整備

(運營業務の総括責任者等の通知等)

- 第90条** 乙は、〔(時期)〕までに、要求水準書に従い、各運營業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、〔(時期)〕から運営期間終了日まで、各運營業務に係る総括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
 - 3 乙は、第1項に基づき通知した総括責任者及び業務責任者を変更できるものとする。かかる場合、当該変更後速やかに、当該変更に係る総括責任者又は業務担当者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
 - 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた総括責任者及び業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、総括責任者又は業務責任者の変更に関し協議を行う。

(運營業務開始準備)

- 第91条** 乙は、運營業務開始予定日から確実に運營業務を開始できるよう、運營業務開始予定日までに、自己の責任及び費用において、必要な運營業務を開始するための準備を行わなければならない。

(移転作業にかかる特則)

- 第92条** 現病院施設から本件病院施設への移転作業及び移転スケジュールの作成は、甲が行う。
- 2 乙は、甲の行う前項の移転作業及び移転スケジュールの作成に合理的な範囲で協力しなければならない。

(習熟訓練)

- 第93条** 乙は、甲の職員に対し、医療機器等の取扱説明を行わなければならない。

- 2 甲及び乙は、自己の職員に対し、それぞれ本件病院施設の運営又は運営業務を開始するにあたって必要な習熟訓練を行う。
- 3 甲及び乙は、前項に基づき相手方が行う習熟訓練にそれぞれ合理的な範囲で協力しなければならない。

(運営前リハーサル)

第94条 甲は、1号館の引渡日から運営業務開始日の前日までの間、適宜リハーサルを行う。

- 2 乙は、相手方が行うリハーサルに合理的な範囲で協力しなければならない。

(運営業務実施体制の確認)

第95条 乙は、本件病院施設の運営業務の全部又は一部を運営協力企業その他第三者に委託する場合は、運営業務開始予定日の1年前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、各運営業務を実施する運営協力企業を決定し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、運営開始予定日の●月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、運営協力企業等一覧を策定して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。甲は、運営協力企業等一覧が本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合、乙に対しその修正を求めることができる。
- 3 運営協力企業等の構成に変動があった場合、乙は、当該変動を反映した新たな運営協力企業等一覧を、当該変動後速やかに、甲に対して提出するものとする。

(事業計画書の提出)

第96条 乙は、甲との間に別段の合意のある場合を除き、運営業務開始予定日の●ヶ月前までに、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、本件病院施設の設計及び建設の結果を踏まえ、甲が合理的に満足する様式及び内容の事業計画書を策定し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、事業計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて運営業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が事業計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(本件病院施設完成後の保険)

第97条 乙は、運営期間開始日から運営期間終了日まで、自己の責任及び費用において、別紙7に定める保険に加入し、又は運営等協力企業等をして加入させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は運営等協力企業等をして保険

契約を締結させたときは、保険契約締結後速やかにその保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

(本件病院施設の運営開始日の遅延)

- 第98条** 乙は、運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、運営業務の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される運営業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 4 乙の責めに帰すべき事由に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、運営業務開始予定日から実際の運営業務開始日までの日数に応じ、契約金額から別紙1の内訳金額のうち運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額、調達代金相当額及び本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の238分の12に相当する額（支払利息相当額を除き、消費税相当額を含む金●円。）の金額に年5%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。
- 5 法令変更又は不可抗力に起因して運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延する場合は、第14章又は第15章の規定による。
- 6 本件工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しが遅延したことにより、運営業務開始日が運営業務開始予定日より遅延した場合は、第58条第1項の規定に基づき提出された対応計画に記載された運営業務開始予定日より遅延した場合に本条を適用する。

第2節 運営業務の実施

(運営業務の実施)

第99条 乙は、運営期間において、本契約、要求水準書、事業者提案、事業計画書及び年度運営業務計画書に従い、要求水準を満たすよう、自らの責任及び費用負担において、自ら又は運営協力企業等をして、次の各号に掲げる業務を実施し又は実施せしめる。ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものは、この限りでない。

- (1) 診療技術支援業務

- ア 食事の提供業務
- イ 医療機器の管理・保守点検業務
- ウ 医療補助業務
- (2) 物品管理関連業務
 - ア 物品管理業務（ベッドステーション業務を含む。）
 - イ 滅菌消毒業務
 - ウ 洗濯業務
- (3) 情報管理関連業務
 - ア 診療情報管理業務
 - イ 医療事務業務（電話交換業務を含む。）
- (4) 施設維持管理業務
 - ア 清掃業務（植栽管理業務を含む。）
 - イ 施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む。）
 - ウ 警備業務
- (5) 利便施設運営業務

（第三者に対する委託）

- 第100条** 乙は、本件病院施設等の運営業務の全部又は一部を第95条に基づき甲が確認した運営協力企業に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 乙は、別紙10に定める手続に従い、自己の裁量と責任において、第95条に基づき甲が確認した運営協力企業を随時変更することができる。
- 3 本件病院施設の運営業務実施に関する運営協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、運営協力企業その他運営業務の実施に関して乙又は運営協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

（業務別仕様書等の作成）

- 第101条** 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、運営業務開始予定日の〔6〕ヶ月前までに、各運営業務につき、要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切な甲が合理的に満足する形式及び内容の業務別仕様書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項により提出された業務別仕様書が、本契約、要求水準書、入札説明書等又は事業者提案と一致していない場合その他合理的な必要がある場合にのみ、乙に対しその修正を求めることができる。
- 3 甲及び乙は、業務別仕様書の作成にあたって協議することができる。かかる協議を

行った場合、乙は、その協議の結果に従って業務別仕様書を作成しなければならない。

- 4 乙は、第1項の業務別仕様書が確定した後速やかに、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び業務別仕様書に従い、各運営業務につき、同項の業務別仕様書の内容を具体化し、要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切な、甲が合理的に満足する様式及び内容の作業マニュアルを作成し、甲に提出する。
- 5 甲は、前項により提出された作業マニュアルが、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は業務別仕様書と一致していない場合その他合理的な必要がある場合にのみ、乙に対しその修正を求めることができる。

(年度運営業務計画書の提出)

第102条 乙は、運営期間中、各事業年度に、要求水準書、事業者提案及び第96条の事業計画書に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度運営業務計画書（業務別仕様書及び作業マニュアルを含む。）を作成し、当該事業年度が開始する[150]日前（ただし、運営業務開始予定日の属する事業年度については運営業務開始予定日の[60]日前とし、業務別仕様書及び作業マニュアルの提出は前条の規定に従う。）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、年度運営業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度運営業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が年度運営業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、予め甲の確認を受けなければならない。

(日報・月報の提出)

第103条 乙は、運営期間中、各運営業務ごとに、本件病院施設の運営業務の実施状況及び要求水準に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の運営業務日誌を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、運営期間中、各運営業務ごとに毎月、当該月の翌月の7日（当日が開庁の場合は、その直後の開庁日ではない日とする。）までに、前項の運営業務日誌に基づき、本件病院施設の運営業務の実施状況及び要求水準に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の月次運営業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(四半期運営業務報告書の提出)

第104条 乙は、運営期間中、毎四半期終了後[1]か月以内に、運営業務及び財務に関する事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の四半期運営業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(年度運営業務総括書の提出)

- 第105条** 乙は、運営期間中、毎事業年度終了後3か月以内に、第102条に規定する年度運営業務計画書に対応するものとして、運営業務に関する事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の年度運営業務総括書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、甲が行う決算に関して甲に協力するものとし、甲の求めに応じて決算に必要な資料を甲の定める合理的な期日までに提出するものとする。

(場所の貸与)

- 第106条** 本契約に別段の定めのある場合を除き、運営業務等(ただし利便施設運営業務は除く。以下、本条において同じ。)の実施に伴い必要となる場所は、運営期間中、甲が乙に無償で貸与する。
- 2 乙は、前項の規定に従い甲から貸与を受けた場所を、甲の事前の書面による承諾を得て、運営等協力企業等に使用させることができる。
- 3 乙は、第1項に基づき甲から貸与を受けた場所を、善良なる管理者の注意をもって使用し、適切に管理しなければならない。前項の規定に基づき使用する運営等協力企業等についても同様とする。
- 4 乙(第2項の規定により使用する運営等協力企業等を含む。)の責めに帰すべき事由により甲から貸与を受けた場所を滅失又はき損した場合は、乙の費用負担でこれを原状回復しなければならない。

(情報管理関連業務に係る特則)

- 第107条** 乙は、自己の責任及び費用において、情報管理関連業務その他運営業務等を実施するために必要な情報システムを構築及び調達し、甲が構築及び調達する医療情報システムに接続することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、情報システムを医療情報システムに接続する前に、甲に情報システムの詳細を説明し、接続に関する承諾を得なければならない。
- 3 乙は、第1項に基づき自ら構築及び調達した情報システムの瑕疵(医療情報システムとのインターフェースの調整を含む。)により甲に損害を与えた場合、甲に対し当該損害を賠償しなければならない。

(**利便施設運営業務に係る特則**)⁵

第108条 乙は、利便施設運営業務において、利用者から料金を徴収し、自らの収入として収受することができる。

2 **【愛媛県：以下、利便施設の整備手順、利用料金の設定の仕方、利便施設運営業務の終了事由について規定する予定です。詳細が決まり次第速やかに公表します。】**

(**施設維持管理業務における計画修繕に係る特則**)

第109条 乙は、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、設計図書、竣工図書及び事業計画書に従い、●年間の中長期修繕計画を当該計画開始年度の前年度の●月末までに甲に提出する。

2 甲及び乙は、前項に基づき提出された中長期修繕計画に従い、計画修繕の実施を予定する事業年度の前年度の●月末までに、協議のうえ、計画修繕の実施又は不実施を決定するものとする。

3 前項に規定する協議が整わなかった場合、乙は、甲が提示する案に従うものとする。

4 **【愛媛県：前2項の結果、計画修繕の実施が決定された場合の処理については、計画修繕の定義とあわせて後日公表します。】**

⁵ 利便施設を1号館の中に設置せず、本件土地上一棟（以上）の独立した建物として整備することも可能です。その場合の費用負担等については、以下の方向で検討しています。詳細は、入札公告時に公表する要求水準書の利便施設運営業務部分をご参照下さい。

- 利便施設の整備に係る費用は、甲負担とします。当該費用の支払方法は、別紙12をご参照下さい。
- 乙は、利便施設を整備した後、一旦甲に所有権を移転し（BTO方式）、その後一定の時期に、甲は乙に対し当該施設を躯体工事を終了した状態で引き渡します。乙は甲から使用許可（詳細は後述）を受けて利便施設を使用することとなります。
- 乙は、甲から使用許可を受けた後、自己の費用等で設備、内装等の工事を行い、運営業務開始予定日から利便施設の運営業務を実施することとなります。
- 利便施設運営業務は、いわゆる独立採算業務として実施してください。
- 利便施設運営業務実施期間中は、行政財産の使用許可（有償）にて使用を許可することを想定しています。使用に係る費用は、入札公告時に公表します。
- 利便施設は、RC又は鉄骨造程度の施設を想定しています。その他延べ床面積等、別棟を建設する場合の利便施設の詳細は、入札公告時に公表します。
- 利便施設自体のメンテナンス業務は、乙が施設維持管理業務の一部として実施し、当該業務に係る費用は、施設維持管理業務に係るサービス対価の一部として甲が支払います。
- その他の要求水準は、現時点では、平成18年12月18日公表の要求水準書(案)に記載されている水準を想定しています。

(臨機の措置)

第110条 乙は、運營業務等の履行にあたり、事故が発生した場合又は事故が発生するおそれのある場合には、甲の指示を受け、又は甲と乙が協議して、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、乙の判断により臨機の措置をとらなければならない。

2 乙は、前項ただし書に基づき臨機の措置をした場合には、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。

3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認められる場合には、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 甲は、回復不可能な損害が発生し、運營業務等に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、乙に運營業務等の全部又は一部の停止を命じたうえで、当該業務を甲が直接実施することができる。この場合において、乙は、甲による運營業務等の実施に協力する。

5 乙が第1項、第3項又は前項の措置を取った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による運營業務等に係るサービス対価の範囲に属するものと合理的に判断される部分は、乙が負担するものとし、運營業務等に係るサービス対価の範囲に含めることが適当でないと認められる部分については、次の各号のとおりとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により臨機の措置が必要となった場合は、すべて乙が負担する。

(2) 法令変更又は不可抗力により臨機の措置が必要となった場合は、別紙15又は別紙16の負担割合に従い、合理的な増加費用又は損害を甲及び乙が負担する。

(3) 前2号に該当しない事由により臨機の措置が必要となった場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。

(甲又は乙に発生した損害等)

第111条 本契約に別段の定めがある場合を除き、運營業務等について、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用又は損害（逸失利益は含まない。以下本条において同じ。）を甲が負担する。

(2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。

(3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙15又は別紙16の負担割合に従い、合理的な増加費用又は損害を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第112条 乙は、運営期間中、運營業務等の実施により、第三者に損害を発生させた場

合（本件病院施設等の運營業務等に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含む。））、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、かかる損害（第 97 条に基づき乙が加入した保険により填補されるものを除く。）の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 甲は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第 8 章 モニタリングの実施

（モニタリング実施計画書の策定）

第113条 甲は、乙と協議のうえ、本契約のうち別紙 11 のモニタリング基本計画書、要求水準書、事業者提案及び業務別仕様書に従い、〔（時期）〕までにモニタリング実施計画書を策定する。

（運營業務等のモニタリングの実施）

第114条 甲は、自らの責任及び費用において、統括マネジメント業務は〔（期間）〕、医薬品調達関連業務、診療材料調達関連業務及び準備品・消耗品調達関連業務については当該業務実施期間中、運營業務については運営期間中、要求水準書に規定する水準の業務が提供されているかどうかを確認するために、モニタリングを実施する。

- 2 モニタリングの項目、方法及び評価の方法並びに乙の運營業務等の不履行に対するサービス対価の減額等の手続については、別紙 12 として添付するサービス対価の算定及び支払方法並びに前条に基づき策定するモニタリング実施計画書による。
- 3 甲は、第 1 項に規定するモニタリングの実施を理由として、本件事業実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

第 9 章 サービスの対価

（サービス対価の支払）

第115条 甲は、乙に対し、別紙 12 に記載する方法、金額及びスケジュールに従い、サービス対価を支払うものとする。

（設計・施工期間中の支払のための出来形確認）

第116条 乙は、別紙 12 に基づき施設整備業務費に係るサービス対価の設計・施工期間中における支払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形（病

院施設整備業務に係る既済部分を含む。次項において同じ。)部分の施工等の内容を明らかにする写真(設計業務、工事監理業務等、写真による説明が不要であると合理的に認められる業務を除く。)を添付した書面をもって、甲に確認を請求しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの下、病院施設整備業務に係る出来形について、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書及び設計図書と照合して、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(サービス対価の改定)

第117条 サービス対価の改定は、別紙12の記載に従い行う。

(サービス対価の減額)

第118条 甲は、運営業務等について、第114条に基づきモニタリングを実施し、要求水準書に規定する要求水準を満たしていない事項が存在すると判断した場合、別紙12及びモニタリング実施計画書に従い、改善勧告、サービス対価の減額、本契約の解除等を行うことができる。

- 2 前項による改善勧告、サービス対価の減額等は、乙の債務不履行による甲の損害賠償請求を妨げるものではない。また、前項のサービス対価の減額は業務の不履行による減額であり、損害賠償の予約を定めてこれをサービス対価から減額するものと解してはならない。
- 3 第138条若しくは第141条の規定又は甲の責めに帰すべき事由により乙が運営業務等の全部又は一部の履行を免れた場合、乙が履行を免れたことにより不要となった費用に相当する金額をサービス対価から減額するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により乙が運営業務等の全部又は一部の履行ができなかったことによる乙の損害賠償(逸失利益は含まない。)の請求を妨げない。

(サービス対価の返還)

第119条 甲は、業務報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価相当額に第136条第1項に定める利率で計算した額の損害金をを加えた額を減額することができる。

- 2 前項の場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価が当該虚

偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価及び前項の損害金の合計額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

第 10 章 業務等に関する変更等

(要求水準書の変更)

第120条 甲は、別紙 13 に定める手続に従い、要求水準書の内容を変更することができる。

2 甲は、前項に規定する要求水準書の変更（乙の責めに帰すべき事由による変更を除く。）により、増加費用が発生する場合には、別紙 13 の規定に従い、合理的な範囲で当該増加費用を負担し、費用が減少する場合には当該費用相当額をサービス対価から減額する。ただし、法令変更又は不可抗力を原因として要求水準書を変更する場合の費用負担は、別紙 15 及び別紙 16 の規定に従う。

(業務別仕様書等の変更)

第121条 乙は、業務別仕様書及び作業マニュアルを変更することが必要と判断するときは、要求水準書を満たす限りにおいて、別紙 14 に定める手続に従い、随時業務別仕様書及び作業マニュアルを変更することができる。

2 前項に規定する業務別仕様書及び作業マニュアルの変更（甲の責めに帰すべき事由による変更及び前条に基づく要求水準書の変更に伴う変更を除く。）により、増加費用が発生する場合には、当該増加費用は別紙 14 に別段の定めのある場合を除き、乙負担とする。

第 11 章 表明及び保証等

(事実の表明及び保証)

第122条 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること
- (2) 乙の本店所在地は愛媛県内であること
- (3) 乙は、本契約を締結し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対して強制執行可能であること
- (4) 乙が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践している

こと

- (5) 本契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと
 - (6) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙が当事者であり又は乙が拘束される契約その他の書面に違反せず、また乙に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
 - (7) 乙の定款記載の目的が、本事業の遂行に限定されていること
 - (8) 乙の資本金が●円以上であること
 - (9) 乙が、破産手続又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立てをしておらず又は、第三者によるかかる手続の申立てもなされていないこと
 - (10) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと
 - (11) 乙が、公租公課を滞納していないこと
 - (12) 債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、乙の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと
 - (13) 乙による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち乙が取得し又は、届け出るべき許認可がある場合、当該許認可の一切が適法に取得され、届出が適法に完了し、法的手続が適法に履践され、かつ、かかる許認可、手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと
 - (14) 乙の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な乙の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して継続しておらず、その見込みもないこと
 - (15) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在甲に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、甲の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙が認知していないこと
 - (16) 乙の定款に会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定めがあること
- 2 甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
- (1) 甲が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること
 - (2) 本契約は、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い

強制執行可能な甲の義務が生じること

- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、甲に対して適用されるすべての法令及び内部規則に違反せず、甲が当事者であり又は甲が拘束される契約その他の書面に違反せず、また甲に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
- (4) 甲による本契約上の債務不履行を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、甲の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと
- (5) 平成19年第303回愛媛県議会定例会において、本契約を締結するために必要な債務負担行為の議決がなされたこと
- (6) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、甲の知る限り、そのおそれもないこと
- (7) 本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知していないこと
- (8) 本件土地の境界については、隣接する土地の所有者又は占有者との間において、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続又は紛争解決手続は一切存在せず、隣地の所有者又は占有者から、境界につき、何らのクレーム、異議、不服又は苦情の申入れはないこと。本件土地に対する隣接地及びその建物又は構造物による不法な侵害は存在しないこと

(乙による約束)

第123条 乙は、甲に対し、本契約締結後[10]日以内に、甲が合理的に満足する形式及び内容の次の各号に掲げる書面を提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。

(1) 調印済みの株主間協定の原本証明付の写し

(2) 許認可に関する以下の書類

ア 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結に先立ち乙が取得又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し

イ 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業（再委託先も含む。）並びにこれらの使用人が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書

面の写し

- (3) 乙に係る以下の書類
 - ア 原本証明付きの定款の写し
 - イ 商業登記簿謄本
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 本契約締結に係る授権を証する原本証明付きの取締役会議事録等の写し
- (4) その他甲が別途合理的に定める書類

2 乙は、甲に対し、以下の書類を適宜提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。

- (1) 第5条の規定に従い、契約保証金を納付したこと（第5条に定めるいずれかの方法を取ったこと、又は第5条に従い履行保証保険を締結し、若しくは履行保証保険の保険金請求権に質権を設定したことを含む。）を証する書面
- (2) 乙は、協力企業との間で契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に、当該契約の写しを提出すること
- (3) 本事業の資金調達のために融資団との間で融資契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に融資契約を締結したことを証する書面を提出すること
- (4) 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に乙が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
- (5) 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業（再委託先も含む。）並びにこれらの使用人が本契約締結後に取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
- (6) 本事業の進捗状況など、本事業又は乙に関する情報で、随時甲が合理的に要求する書類又は資料を提出すること

3 乙は、甲に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。

- (1) 乙が、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること
- (2) 乙の本店所在地は愛媛県内であること
- (3) 乙の資本の額が●円以上であること
- (4) 乙が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、代表企業及び構成員がSPCの全議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大であること
- (5) 乙の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること
- (6) 乙の定款に会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人

に関する定めがあること

- (7) 乙の議決権株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式とすること
 - (8) 議決権株式を保有する株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該譲渡について甲の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認する取締役会決議を行わないこと
 - (9) 乙は、本契約を締結し履行する完全な能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、乙に対して強制執行可能であること
 - (10) 乙が本契約を締結しこれを履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること
 - (11) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと
 - (12) 乙は、本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を甲に対して提供すること
 - (13) 甲に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
 - ア 債務不履行事由その他乙による本契約違反
 - イ 前条第1項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
 - ウ 乙と協力企業との間の契約違反又は協力企業とその委託先との間の重大な契約違反
 - エ 乙が当事者となっているその他の契約における乙の重大な契約違反
 - オ 来院者又は患者から病院、乙若しくは協力企業(委託先及び再委託先を含む。)又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと
 - カ 乙の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更
 - キ 乙に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属、又はそのおそれのある事実
 - ク 協力企業等に対する国又は地方公共団体による業務停止又は指名停止の事実
 - ケ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - コ その他乙又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実
 - サ 時の経過又は通知により、上記アないしウのいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生
 - (14) 本事業を遂行するために必要な許認可を取得又は完了し、本事業の期間中その効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更又は更新すること
- 4 乙は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。

- (1) 本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、本契約上の地位及び本事業について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (2) 甲に対して有する債権について、これを第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (3) 本件工事対象施設の出来形の全部又は一部の譲渡、担保権設定又は実行その他の方法により処分すること
- (4) 定款記載の目的の範囲外の行為を行うこと又は本事業以外の事業を遂行すること
- (5) 定款記載の目的の変更
- (6) 破産手続又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立て

(甲による約束)

第124条 甲は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。

- (1) 甲が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手續を履践すること
- (2) 本契約上の甲の債務を履行するために必要な一切の措置を講じること
- (3) 本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を乙に対して提供すること
- (4) 本契約締結日現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼす可能性がある事実及び状況の存在を甲が認知した場合には、直ちに乙に通知すること
- (5) 本件土地の境界について、隣接する土地の所有者若しくは占有者との間における、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続若しくは紛争解決手続、隣地の所有者若しくは占有者からのクレーム、異議、不服若しくは苦情の申入れ又は、本件土地に対する隣接地及びその建物若しくは構造物による不法な侵害を認識した場合には、直ちに乙に通知すること
- (6) 乙が本件土地を本事業に使用するために必要な事務を行うこと
- (7) 乙に対し、下記のとおり書類を適宜提出し、報告を行うこと
 - ア 本事業に関し、甲が、保険会社等との間で各種保険契約を締結した場合は、当該保険契約書の原本を甲が受領後 10 日以内に当該保険契約書の写し(契約変更、更新、新たに契約を締結した場合も同様とする。)を提出すること
 - イ 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に甲が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後 10 日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出

すること

- (8) 乙に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
 - ア 債務不履行事由
 - イ 第 122 条第 2 項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
 - ウ その他甲による本契約違反
 - エ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - オ 時の経過又は通知により、上記アないしウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生

第 12 章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第125条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、運営期間終了日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

(乙の債務不履行による契約解除)

第126条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 乙が本事業の実施を放棄し、[3]日間以上にわたりその状態が継続したとき
- (2) 乙が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき
- (3) 落札者のいずれかに、基本協定書第 6 条第 8 項に該当する事由が発生したとき
- (4) 乙が、第 103 条ないし第 105 条の報告書及び第 154 条の計算書類等に重大な虚偽記載を行ったとき
- (5) 乙が、正当な理由なく、設計業務又は本件工事着工予定日を過ぎても設計業務又は本件工事に着手せず、甲が、乙に対し、相当の期間を定めて催告しても、乙から当該遅延について甲の満足する説明が得られないとき
- (6) 乙の責めに帰すべき事由により、各本件工事対象施設の引渡予定日から 30 日が経過しても各本件工事対象施設の引渡しが行われないとき、又は明らかに引渡しの見込みがないとき
- (7) 乙の責めに帰すべき事由により、運営業務開始予定日から 30 日が経過しても運営業務が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき
- (8) 乙の責めに帰すべき事由により行政財産無償貸借契約が解除されたとき
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目

的を達することができないと甲が認めたとき

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が実施する運營業務等の水準が要求水準書に記載された要求水準を満たさない場合、モニタリング実施計画書の規定に従い、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の債務不履行による契約解除)

第127条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、乙から催告を受けてから 60 日間当該遅滞が治癒しないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約上の甲の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、乙から催促を受けてから 3 ヶ月間当該不履行が治癒しないとき

(甲の任意による契約解除)

第128条 甲は、本契約を継続する必要がなくなった場合又はその他甲が必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に乙に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第129条 第 126 条（ただし、同条第 1 項第 3 号を除く。）の規定により本契約が解除された場合、乙は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 1 号館引渡し前に解除された場合
施設整備業務費相当額から本件工事対象施設施設の設計業務費相当額及び工事監理業務費相当額を控除した額の 10 分の 1 に相当する金額。ただし、本件解体工事が終了した部分及び乙から甲に引渡し済みの各本件病院施設に係る施設整備業務費の 10 分の 1 に相当する金額を除く。
- (2) 本件工事対象施設のすべての引渡終了日後に解除された場合
契約金額から別紙 1 の内訳金額のうち運営期間開始予定日以前に実施される統括マネジメント業務費相当額、施設整備業務費相当額、調達代金相当額及び本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額を除いた額の 238 分の 12 に相当する額に 10 分の 1 を乗じた金額
- (3) 1 号館引渡し後本件工事対象施設のすべての引渡終了日前に解除された場合

前2号の額を合算した額

- 2 甲は、前項の場合において、第5条の契約保証金をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の場合において、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。
- 4 第127条又は第128条の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、当該終了により被った合理的な損害の賠償を請求することができるものとする。

(1号館施設引渡し前の解除の効力)

- 第130条** 甲は、1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合においては、病院施設整備業務の設計業務のうち既に完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときの既履行部分、及び本件病院施設（ただし、既に甲が乙から引渡しを受けているものを除く。）の出来形部分を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する施設整備業務費を一括又は分割により乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。
- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 第1項にかかわらず、1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合において、本件解体工事終了部分及び甲に引渡し済みの本件病院施設があるときは、甲は、当該履行済み分に相当する施設整備業務費の未払額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。
 - 4 1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合において、甲に引渡し済みの医療機器等があるときは、甲は、当該履行済み分に相当する医療機器等の初期調達費相当額の未払額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。
 - 5 乙は、1号館施設の引渡前に本契約が解除された場合において、本件土地に乙が所有又は管理する、病院施設整備業務において試験等に供されるものの出来形部分（第1項の確認を受けた既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（設計協力企業若しくは建設協力企業又は第18条若しくは第36条の規定により設計協力企業若しくは建設協力企業から病院施設整備業務の一部を委任され若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、本件用地を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本件土地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合におい

て、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(本件工事対象施設のすべての引渡終了日後の解除の効力)

第131条 本件工事対象施設のすべての引渡終了日後に本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとする。

- 2 甲は、本契約が解除された日から 10 日以内に、本件病院施設の現況を確認するものとし、当該確認により、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、甲は、乙に対してその修補を求めることができる。この場合において、乙は、自らの費用で必要な修補を実施した後、速やかにその旨を甲に通知しなければならないこととし、甲は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の確認を行わなければならない。
- 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう運営業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた運営業務等の業務別仕様書、作業マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、運営業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
- 5 乙は、第 106 条により甲から提供を受けていた場所を運営業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
- 6 乙は、運営業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報にかかるデータを医療情報システムに移行しなければならない。
- 7 乙は、運営業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に変えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 本契約が解除され、第 3 項の規定に従い、甲又は甲の指定する者が運営業務等の引継ぎを受けた場合、甲は、施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額を一括又は分割にて支払う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により本件病院施設及び医療機器等が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、甲の被る損害額が施設整備業務費の支払残額を上回る場合には、甲は、施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額の支払期限が到来したものとみなして、かかる施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額と当該損害額を相殺することにより、施設整備業務費及び医療機器等の初期調達費相当額の支払残額の支払義務を免れることができるとし、なお、

損害あるときは、甲はその賠償を乙に請求することができるものとする。

- 9 乙は、別段の合意のある場合を除き、本契約が解除された後、第3項の引継ぎが終了するまで、運營業務等を継続しなければならない。
- 10 本契約が解除され、第3項の引継ぎ終了後、乙は、運營業務等を終了し、運營業務等に係る費用相当分の未払い期間についての業務報告書を速やかに甲に提出し、その確認を受けるものとする。甲は、モニタリング実施計画書に従いモニタリングを行い、必要な場合は運營業務等に係る費用相当分の減額を行ったうえで、乙の請求に基づき、未払い部分の運營業務等に係る費用相当分を支払うものとする。
- 11 本契約解除後、乙に運營業務等に係る費用が生じた場合は、実際の運營業務等が実施された期間に応じた日割り額を別紙12に規定された支払のスケジュールに従って乙に支払うものとする。
- 12 調達関連業務又は運營業務の一部が解除された場合、「運營業務等」を「当該運營業務」又は「当該調達関連業務」と読み替えて、第4項ないし第7項、第9項ないし前項を適用する。

(1号館施設引渡日後本件工事対象施設のすべての引渡終了日前の解除の効力)

第132条 1号館施設引渡日後本件病院施設等の全面的な運營業務開始日前に本契約が解除された場合は、「1号館施設」を「各本件工事対象施設」と読み替えて、前2条を適用する。

(期間満了による契約の終了)

- 第133条** 乙は、本契約が期間満了により終了する場合は、第125条に規定する契約期間終了予定日の14日前までに、本件病院施設等の現況を検査し、その結果を甲に報告する。この場合において、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷が認められたときは、甲は、乙に対し、その修補を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定により甲から修補を求められたときは、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲は、前項の通知を受領後10日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう運營業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた運營業務等の業務別仕様書、作業マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
 - 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、運營業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
 - 5 乙は、第106条により甲から提供を受けていた場所を運營業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限

りではない。

- 6 乙は、運營業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報にかかるデータを医療情報システムに移行しなければならない。
- 7 乙は、運營業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に変えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 乙は、本契約終了日までに前7項の業務をすべて終了したうえで、最終支払対象期間に係る報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

(保全義務)

第134条 乙は、契約解除の通知の日から第130条の規定による合格部分の引渡し又は第131条の規定による運營業務等引継ぎ完了の時まで、本件病院施設等の出来形部分又は本件病院施設等について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第135条 乙は、第130条の規定による合格部分の引渡し又は第131条の規定による運營業務等引継ぎ完了と同時に、設計図書等本件病院施設等の施工に係る書類その他本件病院施設の設計、施工及び運営等に必要一切の書類(以下「設計図書等」という。)を甲に引き渡さなければならない。

- 2 甲は、本契約に従い引渡しを受けた設計図書等を本件病院施設等の運営のために、無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。)することができる。乙は、甲による設計図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第13章 損害賠償等

(遅延利息)

第136条 甲又は乙が本契約に基づいて履行すべきサービスの対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該遅延した金額につき、履行すべき日(以下、本条において「履行期日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、甲については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、乙については、国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める履行期日時点における率(以下「乙の遅延金利」

という。) を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100 円未満であるときは、甲及び乙は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第137条 前条に定める場合のほか、甲が本契約上の義務に違反した場合、乙は、甲に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が本契約上の義務に違反した場合は、甲は乙に対し当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

第 14 章 法令変更

(通知等)

第138条 甲又は乙は、法令の変更又は新設（以下「法令変更等」という。）により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

第139条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更等の公布日から 120 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙 15 に定める負担割合によるものとする。
- 3 法令変更等により乙が運營業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。
- 4 甲又は乙は、前 3 項の場合において、サービス対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方当事者に対してサ

ービス対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。

- 5 法令変更等に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(法令変更等による契約の終了)

第140条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 130 条ないし第 132 条の規定に従う。
- 3 第 1 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用の甲と乙の負担割合は、別紙 15 のとおりとする。

第 15 章 不可抗力

(通知の付与)

第141条 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び損害額の負担等)

第142条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は要求水準書の変更及び損害額の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 60 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担割合は、別紙 16 の定めによるものとする。
- 3 不可抗力により乙が運營業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。

- 4 不可抗力に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設本件病院施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

第143条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本件病院施設に重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

- 第144条** 第142条の規定にかかわらず、不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第130条ないし第132条の規定に従う。
 - 3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の甲と乙の負担割合は、別紙16のとおりとする。

第16章 協議会等の設置

(経営に関する会議等)

- 第145条** 甲及び乙は、本事業の実施及び本件病院の経営改善等に関する重要な方針等について協議するため、経営に関する会議を設置する。
- 2 甲及び乙は、本事業の実施及び本件病院の経営改善等に関する情報交換等を行うため、実務者による会議を設置する。
 - 3 前2項に定める会議の構成及び開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。
 - 4 【愛媛県：モニタリングに関する委員会を設置する予定です。詳細は、モニタリング基本計画書公表の際にあわせて公表します。】
 - 5 乙は、甲が要求したときは、第1項及び第2項の会議並びに第4項の委員会の開催に必要な資料の作成等を行う。
 - 6 乙は、甲が本件病院の機関として設置している各種委員会への出席又は資料提供を求められたときは、これらの求めに応じなければならない。

(係争調整会議)

第146条 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する甲と乙の間の紛争を予

- 防し、解決することを目的として、本契約締結後速やかに係争調整会議を設置する。
- 2 係争調整会議においては、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約に関する解釈並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。
 - 3 係争調整会議は、甲の関係所属長、乙の役職員並びに甲及び乙が必要に応じ随時その協議により構成員と定める本事業の関係者により構成される。係争調整会議は、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることができる。
 - 4 係争調整会議の構成、議事録の作成等に関する事項は、甲と乙との協議により別途定める。

第 17 章 著作権等

(著作権等の帰属)

第147条 甲が、本事業の入札手続において又は本契約に基づき、乙又は落札者に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権の譲渡等)

- 第148条** 甲は、成果物について甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
- 2 成果物のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する作者の権利（次条において「作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
 - 3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は作者（甲を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件病院施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件病院施設等の完成、補修等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 4 乙は、自ら又は作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 本件病院施設等に乙の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第149条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第150条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第151条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

第18章 その他

(公租公課の負担)

第152条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(金融機関との協議)

第153条 甲は、本事業の継続性を確保するため、乙に対し資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することができる。

(計算書類等の提出)

第154条 乙は、本契約締結後事業期間終了まで、各事業年度の終了の日から3ヶ月以内に、当該事業年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成し、会社法第4章第9節及び第5章の規定に従い会計監査人による監査を受けたうえで、甲に提出しなければならない。なお、甲は、当該計算書類等を公開することができる。

(秘密保持・個人情報保護等)

第155条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知りえたすべての情報（第2項の個人情報を除く。）の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、協力企業等又は出資者（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的以外に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、及び本事業に関して知った後正当な利益を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年条例第41号）を遵守して取扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。

3 乙は、個人情報を、自己の役員及び従業員並びに自己の代理人及びコンサルタント以外の第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、個人情報を、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複製又は複製することができない。

5 乙は、本事業の業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させるものとする。

6 乙は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が発生したときは、甲に対し、速やかに報告する。

7 甲は、必要に応じて、乙による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、乙は当該立入調査に協力するものとする。

8 乙は、本事業の業務が終了後、甲に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還するものとする。

9 前7項に定めるほか、乙は、個人情報の保護に関する事項について、甲の指示に従

うものとする。

- 10 乙は、乙の役員及び従業員並びに乙の代理人及びコンサルタントが、第1項及び第2項の秘密及び個人情報を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 11 乙は、委託契約又は請負契約において協力企業等に前10項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとし、協力企業等をして、甲に対し当該義務を負う旨の確約書を差し入れさせる。

(契約上の地位の譲渡)

- 第156条** 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して甲との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。
- 2 乙は、事業期間中においては、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行し、乙の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に与え、又は他の法人との合併、事業譲渡、会社分割等、乙の会社組織上の重要な変更をしてはならないものとする。
 - 3 甲は、前2項に定める行為が、乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

(乙の兼業禁止)

- 第157条** 乙は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監査・会計検査等への協力)

- 第158条** 乙は、甲が受ける甲の監査、国の会計検査若しくは法令に定められた会計検査又は厚生労働省若しくは愛媛県社会保険事務局の特定協同指導若しくは松山市保健所の医療監視に協力しなければならない。

(見学者対応等)

- 第159条** 乙は、事業期間中に見学者が来院したときは、甲の合理的な要請に従い、見学者の見学に協力するものとする。

(管轄裁判所)

- 第160条** 本契約に関して発生したすべての紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第161条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(その他)

第162条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

以 上

別紙1 契約金額の内訳（頭書、第5条、第98条、第129条関係）

別紙2 用語の定義集（第1条関係）

- 1 「医薬品」とは、医薬品調達関連業務として乙が調達する医薬品をいう。
- 2 「医薬品卸業者」とは、医薬品を本件病院に納品する医薬品調達関連協力企業等及び業者をいう。
- 3 「医薬品調達関連業務」とは、医薬品の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (3) 医薬品調達関連業務に規定される業務をいう。
- 4 「医薬品調達関連協力企業」とは、乙から直接医薬品調達関連業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 5 「医薬品調達関連協力企業等」とは、医薬品調達関連協力企業及び医薬品調達関連協力企業から医薬品調達関連業務を受託し又は請け負うこと等により医薬品調達関連業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 6 「医薬品調達基準」とは、甲及び乙が医薬品ベンチマークを設定した後に、医薬品調達業務の履行結果として達成すべき「基準」として双方協議のうえ確定するものをいう。
- 7 「医薬品調達業務計画書」とは、要求水準書及び事業者提案に従って、乙が医薬品調達関連業務の遂行手法やスケジュール等の内容について作成するものをいい、同業務計画書、年次業務計画書からなる。
- 8 「医薬品調達予定リスト」とは、次期の医薬品調達関連業務を開始する前の段階において、調達を予定する医薬品について、可能な限り確かな見込をもって、その品目、数量及び単価についてリスト化したものであり、その作成時点での最新の情報等を元に確定したものをいう。
- 9 「医薬品調達予定リスト作成支援業務」とは、甲が医薬品調達予定リストを作成する際の支援を行う業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (3) 医薬品調達関連業務に規定される業務をいう。

- 10 「医薬品ベンチマーク」とは、医薬品調達関連業務実施後に乙が行う自己評価並びに甲が行う健全経営への貢献の視点に基づくモニタリングの際に用いられる、他病院等との比較指標をいう。
- 11 「医療機器等」とは、医療機器等調達関連業務として乙が調達する医療機器等（給食用機器を含む。）及び一般備品をいう。
- 12 「医療機器等調達関連業務」とは、医療機器等及び一般備品の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (2)医療機器等及び一般備品調達関連業務に規定される業務をいう。
- 13 「医療機器等調達関連協力企業」とは、乙から直接医療機器等調達関連業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 14 「医療機器等調達業務計画書」とは、乙が作成する医療機器等の整備方針、全体整備スケジュール、具体的な調達の手続き等を規定した計画書をいう。
- 15 「医療機器等調達リスト」とは、本事業で調達することを入札公告時点において想定した医療機器等の一般名称、仕様及び構成品等を記載したリストで入札説明書等に添付されたものをいう。
- 16 「医療情報システム」とは、甲が整備し、調達するコンピュータ・システムをいう。
- 17 「運営期間」とは、運営業務開始日から本契約終了日までの期間をいう。
- 18 「運営業務」とは、第99条に列挙された業務の全部又は一部をいい、詳細は要求水準書第2 要求水準 4 運営業務及び 5 利便施設運営業務に規定される業務をいう。
- 19 「運営業務開始日」とは、乙が本契約に従って運営業務を開始した日をいう。
- 20 「運営業務開始予定日」とは、平成25年6月22日をいう。
- 21 「運営業務等」とは、統括マネジメント業務、調達関連業務（医療機器等調達関連業務を除く。）及び運営業務の全部又は一部をいう。

- 22 「運営業務等終了日」とは、統括マネジメント業務、調達関連業務及び運営業務の終了予定日である平成 45 年 3 月 31 日をいう。
- 23 「運営協力企業」とは、乙から直接運営業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 24 「運営協力企業等」とは、運営協力企業及び運営協力企業から運営業務を受託し又は請け負うこと等により運営業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 25 「運営等協力企業」とは、個別業務のマネジメント業務協力企業、病院経営支援業務協力企業、医薬品調達関連協力企業、診療材料調達関連協力企業、準備品・消耗品調達関連協力企業及び運営協力企業の全部又は一部をいう。
- 26 「運営等協力企業等」とは、運営等協力企業及び運営等協力企業から運営業務等を受託し又は請け負うこと等により運営業務等を実施する者の全部又は一部をいう。
- 27 「解体終了予定日」とは、別紙 3 に規定される本件解体工事終了予定日の全部又は一部をいう。
- 28 「仮設プレハブ研修棟」とは、本件解体工事対象施設の一部である健康増進センターに現に存在する研修医・専攻医室、講堂、物品庫等の諸室の設計・施工期間中のうち健康増進センター解体工事着工日から 3 号館へ当該諸室の機能が移転するまでの間における代替として使用する施設をいい、詳細は要求水準書 第 2 要求水準 1 施設整備業務 (4) 附帯施設に規定される施設をいう。
- 29 「関連工事」とは、甲の発注に係る第三者の施工する他の工事又は松山市の発注に係る第三者の施工する他の工事であって、本件工事に施工上密接に関連するものをいう。
- 30 「基本設計説明書」とは、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき乙が作成する本件工事対象施設の基本設計の内容を示す設計図書であって、別紙 4 に記載される書類等をいう。
- 31 「基本協定書」とは、甲と本事業の落札者の代表企業である[]及び構成員である[]との間で平成●年●月●日付で締結された愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書をいう。

- 32 「行政財産無償貸付契約」とは、甲が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 11 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本件土地を乙に無償で貸し付ける契約書をいう。
- 33 「協力企業」とは、乙から直接本事業に関する業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 34 「協力企業等」とは、協力企業及び協力企業から本事業に関する業務を受託し又は請け負うこと等により当該を実施する者の全部又は一部をいう。
- 35 「許認可」とは、許可、認可、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。
- 36 「計画修繕」とは、【愛媛県：後日公表します。】
- 37 「係争調整会議」とは、本契約に基づいて設置する甲と乙の間の本事業又は本契約に関する一切の係争について調整を行う会議をいう。
- 38 「建設業務」とは、病院施設整備業務のうち、本件工事に係る業務をいい、詳細は要求水準書 第 2 要求水準 1 施設整備業務に規定される業務をいう。
- 39 「建設協力企業」とは、乙から直接建設業務を受託し又は請け負う者である [] をいう。
- 40 「建設工事費」とは、施設整備業務費から設計費を差し引いた費用相当額をいう。
- 41 「現病院施設」とは契約締結日現在において本件土地内に存在する愛媛県立中央病院の施設、外構、各処理槽、タンク等その他すべての構造物をいう。
- 42 「工事監理業務」とは、病院施設整備業務のうち、本件工事監理に係る業務をいい、詳細は要求水準書 第 2 要求水準 1 施設整備業務 (1) 総論に規定される業務をいう。
- 43 「工事監理協力企業」とは、乙から直接建設業務を受託し又は請け負う者である [] をいう。
- 44 「個別業務のマネジメント業務」とは、統括マネジメント業務のうち、自ら又は協

力企業が実施する本事業にかかる業務をマネジメントする業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 2 統括マネジメントに規定される業務をいう。

- 45 「個別業務のマネジメント業務協力企業」とは、乙から直接個別業務のマネジメント業務を受託し又は請け負う者である[]をいう。
- 46 「サービス対価」とは、甲が乙に支払う本事業の実施によるサービス対価の総額をいい、その算定方法は別紙 12 によるものとする。
- 47 「最終選定医療機器等リスト」とは、本事業に係る入札公告以降に甲が提示する医療機器等調達リストを基に、本契約締結後における病院の要望等を反映するとともに、事業者提案の内容等を踏まえて当該リストを変更し、甲と乙の協議を経て確定したリストをいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 3 調達関連業務 (2) 医療機器等及び一般備品調達関連業務に規定されるリストをいう。
- 48 「事業期間」とは、本契約締結日から第 125 条に定める本契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- 49 「事業者提案」とは、本事業の落札者が甲に対して平成●年●月●日付けで提出した本事業の実施に係る提案書類一式（その後の甲の同意に基づく明確化事項を含む。）をいう。
- 50 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌暦年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう（ただし、初年度は、本契約締結日から平成●年 3 月 31 日までの期間をいう。）。
- 51 「施設整備業務費」とは、別紙 12 に規定する施設整備業務費相当額をいう。
- 52 「施設維持管理業務」とは、清掃業務（植栽管理業務を含む。）、施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む。）及び警備業務をいい、詳細は要求水準書 第2 要求水準 4 運営業務 (5) 施設維持管理業務に規定される業務をいう。
- 53 「竣工図書」とは、各本件新設工事対象施設及び各本件改修工事対象施設の引渡し時に乙から甲に提出される設計図書であって、別紙 8 に記載される書類等をいう。

- 54 「譲渡予定日」とは、別紙3に規定された医療機器等の譲渡予定日をいう。
- 55 「情報管理関連業務」とは、診療情報管理業務及び医療事務業務（電話交換業務を含む。）をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 4 運営業務 (4)情報管理関連業務に規定される業務をいう。
- 56 「情報システム」とは、乙が運営業務等について要求水準を満たすサービスを事業期間にわたり確実に提供するために必要なコンピュータ・システムをいう。
- 57 「診療技術支援業務」とは、食事の提供業務、医療機器の管理・保守点検業務、医療補助業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 4 運営業務 (2)診療技術支援業務に規定される業務をいう。
- 58 「診療材料」とは、診療材料調達関連業務として乙が調達する診療材料をいう。
- 59 「診療材料卸業者」とは、診療材料を本件病院に納品する診療材料調達関連協力企業等及び業者をいう。
- 60 「診療材料調達関連業務」とは、診療材料の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (4)診療材料調達関連業務に規定される業務をいう。
- 61 「診療材料調達関連協力企業」とは、乙から直接診療材料調達関連業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 62 「診療材料調達関連協力企業等」とは、診療材料調達関連協力企業及び診療材料調達関連協力企業から診療材料調達関連業務を受託し又は請け負うこと等により診療材料調達関連業務を実施する者の全部又は一部をいう
- 63 「診療材料調達基準」とは、甲及び乙が診療材料ベンチマークを設定した後に、診療材料調達関連業務の履行結果として達成すべき「基準」として双方協議のうえ確定するものをいう。
- 64 「診療材料調達業務計画書」とは、要求水準書及び事業者提案に従って、乙が診療材料調達関連業務の遂行手法やスケジュール等の内容について作成するものをいい、同業務計画書、年次業務計画書からなる。

- 65 「診療材料調達予定リスト」とは、次期の診療材料調達関連業務を開始する前の段階において、調達を予定する診療材料について、可能な限り確かな見込をもって、その品目、数量及び単価についてリスト化したものであり、その作成時点での最新の情報等を元に確定したものをいう。
- 66 「診療材料調達予定リスト作成業務」とは、乙が甲のために診療材料調達予定リストを作成する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (4) 診療材料調達関連業務に規定される業務をいう。
- 67 「診療材料ベンチマーク」とは、診療材料調達関連業務を実施後に乙が行う自己評価並びに甲が行う健全経営への貢献の視点に基づくモニタリングの際に用いられる、他病院等との比較指標をいう。
- 68 「成果物」とは、基本設計説明書、設計図書、竣工図書その他乙が本契約又は甲の請求により甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- 69 「性能仕様書（内訳書）」とは、医療機器等の性能仕様や性能が確認できる構成品の内訳を記載した書面をいう。
- 70 「施工期間」とは、本件工事着工日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までの期間をいう。
- 71 「施工計画書」とは、建設業務の実施に先立ち、建設業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書をいう。
- 72 「設計業務」とは、病院施設整備業務のうち、本件工事対象施設の設計に係る業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 1 施設整備業務 (1) 総論に規定される業務をいう。
- 73 「設計協力企業」とは、直接乙から設計業務を受託し又は請け負う者である [] をいう。
- 74 「設計・施工期間」とは、本契約締結日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までの期間をいう

- 75 「設計図書」とは、本契約、要求水準書、事業者提案及び基本設計説明書に基づき乙が作成する本件工事対象施設の実施設設計の内容を示す設計図書であって、別紙4に記載される書類等をいう。
- 76 「設計費」とは、施設整備業務費のうち、施設の設計及びその関連業務（許認可手続等）に係る費用相当額をいう。
- 77 「準備品・消耗品」とは、準備品・消耗品調達関連業務として乙が調達する準備品・消耗品をいう。
- 78 「準備品・消耗品調達関連業務」とは、準備品・消耗品の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 3 調達関連業務 (5) 準備品・消耗品調達関連業務に規定される業務をいう。
- 79 「準備品・消耗品調達関連協力企業」とは、乙から直接、準備品・消耗品調達関連業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 80 「調達関連業務」とは、医療機器等調達関連業務、医薬品調達関連業務、診療材料調達関連業務及び準備品・消耗品調達関連業務の全部又は一部をいう。
- 81 「調達期間」とは、平成25年4月1日から本契約終了日までをいう。
- 82 「統括マネジメント業務」とは、個別業務のマネジメント業務及び病院経営支援業務業務の全部又は一部をいう。
- 83 「入札説明書等」とは、本事業に係る入札説明書及びその添付資料（ただし、要求水準書及び事業契約書（案）を除く。）並びにそれに係る質問回答書（ただし、要求水準書に係る質問回答書及び事業契約書（案）に係る質問回答書を除く。）をいう。
- 84 「年度運営業務計画書」とは、運営業務に関して、年度ごとの具体的な実施方法や手順等を規定した業務計画書をいう。
- 85 「引渡予定日」とは、別紙3に規定された各本件工事対象施設の引渡予定日をいう。
- 86 「病院経営支援業務」とは、統括マネジメント業務のうち、本事業における甲のパ

- ートナーとして病院経営全般にわたって積極的に助言・提案を行う業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 2 統括マネジメント業務に規定される業務をいう。
- 87 「病院経営支援業務協力企業」とは、乙から直接病院経営支援業務を受託し又は請け負う者である[]をいう。
- 88 「病院施設整備業務」とは、本件工事対象施設の設計及び建設工事に関する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 1 施設整備業務に規定される業務をいう。
- 89 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書又は入札説明書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- 90 「物流管理関連業務」とは、物品管理業務（ベッドステーション業務を含む。）、滅菌消毒業務及び洗濯業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 4 運営業務(3)物流管理関連業務に規定される業務をいう。
- 91 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- 92 「本契約」とは、平成●年●月●日付「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書」及び入札説明書等に添付された「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）」に係る質問回答書をいう。
- 93 「本件改修工事」とは、本件改修工事に係る改修工事をいう。
- 94 「本件改修工事対象施設」とは、3号館並びに東洋医学研究所・本院玄関周り及び2号館玄関周りの全部又は一部をいう。
- 95 「本件解体工事」とは、本件解体工事対象施設に係る解体工事をいう。
- 96 「本件解体工事終了予定日」とは、別紙3に規定する本件解体工事終了予定日の全

部又は一部をいう。

- 97 「本件解体工事対象施設」とは、旧医師公舎、健康増進センター、[立体駐車場（既存）]⁶、2号館、東洋医学研究所、本院、カルテ庫及び仮設プレハブ研修棟の全部又は一部をいう。
- 98 「本件工事」とは、本件解体工事、本件改修工事及び本件新設工事の全部又は一部をいう。
- 99 「本件工事対象施設」とは、本件解体工事対象施設、本件改修工事対象施設、本件新設工事対象施設並びに3号館及び4号館のインフラライン及び監視システムの全部又は一部をいう。
- 100 「本件工事対象施設のすべての引渡終了日」とは、乙から甲に対する本件工事対象施設のすべての引渡しが終了した日をいう。
- 101 「本件工事着工日」とは、乙が本件工事に着工した日をいう。
- 102 「本件工事着工予定日」とは、平成●年●月●日をいう。
- 103 「本件新設工事」とは、本件新設工事対象施設に係る建設工事をいう。
- 104 「本件新設工事対象施設」とは、立体駐車場(1)、1号館、医師公舎、[立体駐車場(2)]⁷及び仮設プレハブ研修棟の全部又は一部をいう。
- 105 「本件土地」とは、別紙5に示す本事業の実施区域をいう。
- 106 「本件病院」とは、愛媛県立中央病院をいう。
- 107 「本件病院施設」とは、立体駐車場(1)、1号館、医師公舎、[立体駐車場(2)]⁸、3号館、4号館、[立体駐車場（既存）]⁹の全部又は一部をいう。

⁶ 事業者提案の内容によります。

⁷ 事業者提案の内容によります。

⁸ 事業者提案の内容によります。

⁹ 事業者提案の内容によります。

- 108 「本件病院施設等」とは、本件病院施設及び外構、各処理槽、タンク等その他平成26年12月1日以降本件土地内に存在するすべての構造物をいう。
- 109 「本件病院施設等の運營業務全面開始予定日」とは、平成26年12月1日をいう。
- 110 「本事業」とは、愛媛県立中央病院整備運營業務をいう。
- 111 「要求水準」とは、甲が本事業の実施にあたり、要求水準書に基づき乙に履行を求めるサービスの水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- 112 「要求水準書」とは、入札説明書等に添付された「愛媛県立中央病院整備運營業務要求水準書」（その後の追加及び変更を含む。）及びそれに係る質問回答書をいう。
- 113 「落札者」とは、本事業に関し甲が実施した総合評価一般競争入札により落札者として選定された [] をいう。
- 114 「利便施設」とは、コンビニ・フラワーショップ、レストラン等、理美容店、喫茶店 [その他患者、来院者、職員の利便に資する施設]¹⁰をいう。
- 115 「利便施設運營業務」とは、利便施設の運営に関する業務をいい、詳細は要求水準書 第2要求水準 5利便施設運營業務に規定される業務をいう。

¹⁰ 事業者提案の内容によります。

別紙3 日程表（第3条、第26条、第27条、~~第126条~~関係）

業 務 等		期 日
基本設計説明書の提出予定日		平成●年●月●日
設計図書の提出予定日		平成●年●月●日
本件工事着工予定日		平成●年●月●日
本件解体工 事終了予定 日	健康増進センター解体終了予定日	平成●年●月●日
		平成●年●月●日
		平成●年●月●日
引渡予定日	1号館引渡予定日	平成25年3月15日
医療機器等の譲渡予定日		平成●年●月●日
医薬品、診療 材料及び准 備品・消耗品 に係る調達 関連業務開 始予定日	医薬品調達予定リスト作成支援業務及 び診療材料調達予定リスト作成業務の 開始予定日	平成●年●月●日
	医薬品、診療材料及び準備品・消耗品に 係る調達業務の開始予定日	平成25年4月1日
運營業務開始予定日		平成25年6月22日
本件工事対象施設のすべての引渡終了予定日		平成26年11月28日
本件病院施設等の運營業務全面開始予定日		平成26年12月1日
運營業務等終了日		平成45年3月31日

※ []部分その他必要な日程は、事業者提案に基づいて記載する。

別紙4 設計図書等一覧（第26条関係）

第1 基本設計説明書

【愛媛県：後日公表します。】

第2 設計図書

- 1 基本設計図面、実施設計図面
- 2 構造計算書
- 3 各種設備設計計算書
- 4 各種省エネ計算書
- 5 打ち合わせ議事録
- 6 内訳書
- 7 完成予想透視図等
- 8 完成模型
- 9 その他

別紙5 本件土地（第27条関係）

【愛媛県：後日公表します。】

別紙6 行政財産無償貸付契約書（案）（第27条関係）

愛媛県立中央病院整備運営事業に関する 行政財産無償貸付契約書

貸付人 愛媛県（以下「甲」という。）と借受人[S P C名称]（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、行政財産の貸付けに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、次の条項で用いられる用語の定義は、別段の定めがない限り、平成●年●月●日甲と乙との間で締結された「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）別紙2の用語の定義集に定めるところによる。

（目的）

第1条 甲は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。（以下「P F I法」という。）第11条の2第6項及び地方公営企業法第（昭和27年法律第292条）第40条第1項の規定に基づき、次条に掲げる貸付物件（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとし、別添図○を参照。

所 在	区 分	数 量	備 考
	土地		
	土地		

（貸付物件の用途）

第3条 乙は、貸付物件を、事業契約に基づき、事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（使用範囲）

第4条 乙は、事業契約第38条に定める施工計画書に基づき、事業契約の履行に必要な範囲を貸付物件の使用範囲計画書として提出しなければならない。

2 甲は、乙の提出した貸付物件の使用範囲計画書に基づき、貸付物件の使用可能範囲を定めることができる。

3 甲は、貸付物件の使用可能範囲を定めた場合は、別添○に定める使用可能範囲としてこれを作成し、乙に通知する。

(貸付期間)

第5条 貸付物件の貸付期間は、平成●年●月●日（本件工事着工日）から、事業契約に基づき整備する本件工事対象施設の引渡日、又はその出来形部分の引渡日までとする。

2 甲は、前条第3項に定める使用可能範囲に基づいて、貸付期間を区分することができる。

3 甲は、貸付期間を区分する場合は、別添○にあわせてこれを記載し、乙に通知する。

(貸付物件の引渡し)

第6条 甲は、第5条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡したもとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、貸付物件に係る使用权を第三者に譲渡し、貸付又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 乙は貸付物件上の自己所有の建物その他工作物を事業契約上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡し又はその他を処分しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(貸付物件保全義務等)

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存の瑕疵によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(通知義務)

第9条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、乙が第7条、第8条第1項又は第2項又は前条に規定する義務に違反したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその義務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、貸付物件の乙への貸付期間中に第3条又は第7条に規定する義務に違反したときは、金●円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第15条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(乙の債務不履行による契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき及び事業契約が解除されたときは、本契約を解除することができる。

(甲による契約の解除)

第13条 甲は、第5条に定める貸付期間中に甲において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、PFI法第11条の2第12項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

(事業契約との関係)

第14条 事業契約が、解除その他の理由で期間満了前に終了した場合には、本契約は事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(損害賠償等)

第15条 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、PFI法第11条の2第12項において準用する地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(必要費等の放棄)

第16条 乙は、第5条に定める貸付期間が満了し、又は第12条及び第13条の規定により本契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要

費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 17 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 18 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関して発生したすべての紛争は、松山地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その原本1通を所持する。

平成●年●月●日

貸付人(甲) 愛媛県 公営企業管理者

借受人(乙) 住所 (所在地)
 氏名 (名称)

別紙7 乙が加入すべき保険等（第39条、第97条関係）

第1 施設整備業務に係る保険

1 建設工事保険

(1) 保険種類

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件工事対象施設の施工期間中に発生した工事目的物及び工事材料の損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件工事のすべてとする。
- ② 保険期間は、本件工事着工日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までとする（各本件工事対象施設の着工日から当該施設の引渡日までの期間を対象とする複数の保険に加入することは差し支えない。）。
- ③ 保険契約者は、乙又は建設協力企業とする。
- ④ 被保険者は、乙、設計協力企業、工事監理協力企業、建設協力企業及びそれらの使用する一切の第三者並びに甲とする。
- ⑤ 保険金額は、再調達価格に相当する額とする（各本件工事対象施設の工事費を保険金額とする複数の保険に加入することは差し支えない。）。

2 第三者賠償責任保険

(1) 保険種類

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件工事の遂行に伴って派生した第三者（甲の職員、患者、来訪者、通行者、近隣住民その他の第三者）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件工事のすべてとする。
- ② 保険期間は、本件工事着工日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までとする（各本件工事対象施設の着工日から当該施設の引渡し日までの期間を対象とする複数の保険に加入することは差し支えない。）。
- ③ 保険契約者は、乙又は建設協力企業とする。
- ④ 被保険者は、乙、設計協力企業、工事監理協力企業、建設協力企業及びそれらの使用する一切の第三者並びに甲とする。

- ⑤ 保険金額は、対人にあつては1名当たり1億円以上及び1事故当たり10億円以上とし、対物にあつては1事故当たり5億円以上とする。

第2 運營業務等に係る保険

(1) 保険種類

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件病院施設等の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（甲の職員、患者、来訪者、通行者、近隣住民その他の第三者）に対する乙又は運営等協力企業等（利便施設の運営を直接実施している協力企業を含む。）の負う対人及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件病院施設等を対象とする。
- ② 保険期間は、運營業務開始日から事業契約終了日までとする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、乙又は運営等協力企業等とする。
- ④ 被保険者は、甲、乙、運営等協力企業等及びそれらの使用する一切の第三者とする。
- ⑤ 保険金額は、対人にあつては1名当たり1億円以上及び1事故当たり5億円以上とし、対物にあつては1事故当たり5億円以上とする。

第3 前記各保険以外の保険

前記各保険以外に、事業者提案において乙により付保することとされた保険については、事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

なお、乙が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに甲に提示しなければならない。

別紙8 竣工図書（第56条、第57条関係）

【愛媛県：後日公表します。】

別紙 9 瑕疵担保に係る保証書の様式（第 59 条関係）

愛媛県公営企業管理局 [

様]

保証書（案）

〔施工協力企業〕（以下「保証人」という。）は、愛媛県立中央病院整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して〔（SPC名）〕が愛媛県（以下「県」という。）との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結した愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて〔（SPC名）〕が県に対して負担する本保証書第 1 条の債務（以下「主債務」という。）を、〔（SPC名）〕と連帯して保証するものとする。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第 1 条 保証人は、〔（SPC名）〕が負う、事業契約第 59 条に基づく瑕疵担保責任を、〔（SPC名）〕と連帯して保証するものとする。

（通知義務）

第 2 条 県は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

第 3 条 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく〔(SPC名)〕の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証書を解約することができない。

2 本保証書は、事業契約に基づく〔(SPC名)〕の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。ただし、保証人の県に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第6条 本保証書に関する紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

保証人：

別紙 10 運営協力企業の変更（第 61 条、第 68 条、第 78 条、第 87 条、第 100 条関係）

- 1 乙は、第 95 条に基づき甲が確認した運営協力企業の変更を行おうとするときは、
 - 2 に定める要領により運営協力企業変更通知を作成し、変更日の[1 か月]前までに甲に交付又は送付する。
- 2 運営協力企業変更通知には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、(4)に掲げる事項を証する書面及び乙と変更後の運営協力企業との間の契約案を添付する。
 - (1) 変更しようとする運営協力企業に係る業務、変更予定日及び移行方法
 - (2) 現在の運営協力企業及び運営協力企業になろうとする者の名称、担当者、所在地及び連絡先
 - (3) 変更を要する理由
 - (4) 運営協力企業になろうとする者が受託業務を遂行するにふさわしい能力を有している旨の説明（各業務の受託資格、実績及び当該業務の受託に必要な許認可が必要なときは、その有無又は見込み等を含む。）
 - (5) 業務方法の変更の要否
 - (6) その他甲が定める事項及び特記事項
- 3 甲は、運営協力企業変更通知の記載内容について疑義がある場合、当該運営協力企業変更通知を受領後[10]日以内に乙にその旨を書面により照会することができる。乙は、当該照会を受領した日から[10]日以内に回答書を甲に提出する。
- 4 乙は、3 の回答に必要であると判断する場合、運営協力企業になろうとする者をして3 の回答書を補充説明させることができる。
- 5 3 及び 4 に定める手続は複数回行うことができる。
- 6 乙は、運営協力企業を変更した場合は、変更後[5]日以内に、次に掲げる事項を記載した運営協力企業変更届出書により甲に提出する。ただし、業務の受託に許認可を要するときは、当該許認可を受けたことを証する書面の写しを当該運営協力企業変更届出書に添付することを要する。
 - (1) 変更後の運営協力企業に係る業務及び変更日
 - (2) 変更前及び変更後の運営協力企業の名称、担当者、所在地及び連絡先
 - (3) 業務方法の変更の要否
 - (4) その他甲が定める事項及び特記事項
- 7 運営協力企業の変更により、運営業務方法の変更を要するときは、別紙 14 の手続にも従うことを要する。

別紙 11 モニタリング基本計画書（第 113 条関係）

【愛媛県：後日公表します。】

別紙 12 サービス対価の算定及び支払方法（第 114－第 118 条、第 131 条関係）

【愛媛県：別資料として骨子を公表しています。確定版は、後日公表します。】

別紙 13 要求水準書の変更手続（第 120 条関係）

- 1 甲は、要求水準書の内容を変更しようとするときは、随時 2 の(1)ないし(5)に掲げる事項及び甲と乙が合意する事項を記載した業務変更要求通知を作成し、乙に送付又は交付することにより、要求水準又は業務範囲の変更を求めることができる。乙は、要求水準又は業務範囲の変更に伴い運営等協力企業の変更を行う場合には、別紙 10 に定める手続を行う必要はない。
- 2 業務変更要求通知には、次の各号に掲げる事項を記載することを要する。
 - (1) 変更要求事項 ただし、甲は、変更要求事項を示すに当たり、本契約及び要求水準書の該当箇所を引用し、変更前と変更後を併記又はマークアップすることにより該当部分を明確にしなければならない。
 - (2) 変更開始希望日 ただし、変更開始希望日は、業務変更要求通知の到達の日から少なくとも次の期間を経過した後の日を記載することを要する。
 - ア 業務量又は業務内容が増大又は拡大し、これに伴い乙又は当該業務を受託する運営等協力企業等において新たに設備の購入、運営等協力企業等若しくはその他の企業への再委託又は使用人の雇用が必要になる場合は、[6 か月]間
 - イ 業務量又は業務内容が減少又は縮小し、これに伴い乙又は当該業務を受託する運営等協力企業等において所有、委託又は雇用する設備の廃棄、委託契約の解除又は配置転換若しくは解雇が必要になる場合は、[6 か月]間
 - ウ 大規模な情報システムの変更が必要となる場合は、[6 か月]間
 - エ 上記アないしウの場合を除き、当該業務量又は業務内容の変更によって当該業務に係るサービスの対価の減少額が[10]パーセントを超える場合は、[3 か月]間
 - オ 上記アないしエのいずれにも該当しない場合は[1 か月]間
 - (3) サービスの対価の変更の意思の有無及び変更の意思がある場合は見込み額
 - (4) 変更を要求する理由
 - (5) その他必要事項
- 3 乙は、甲に対し、業務変更要求通知受領後[30]日以内に仮見積り及び変更要求事項の範囲外の業務も考慮したより適切と考える仮対案を書面により提出することができる。これらの仮見積り及び仮対案は、甲及び乙を拘束しないものとする。乙は仮見積り又は仮対案を提出しない場合、業務変更要求通知受領後[40]日以内に、9 の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 4 3 の仮見積り又は仮対案が提出された場合、甲は、これらを考慮の上、乙に対し、提出を受けた日から[14]日以内に、乙が業務変更要求通知に回答する必要があるか否かを通知する。ただし、甲が[14]日以内に通知を行わない場合は、業務変更要求通知

に回答する必要がある旨を通知したものとみなす。

- 5 甲が業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知した場合、乙は当該通知を受領後[30]日以内に、9の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 6 3ないし5に定める期間は、甲及び乙の合意により延長することができる。
- 7 甲が業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知した場合、甲は、3の仮対案を、これを基に更に業務変更要求通知を作成するためにのみ使用することができる。
- 8 乙は、業務の変更が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に限り、その該当する事由及びその根拠を具体的に明らかにして要求水準又は業務範囲の変更を拒否することができる。ただし、乙が(9)に掲げる事由に該当することのみを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は、変更開始希望日について乙と協議した上で、変更開始希望日を変更した業務変更要求通知を乙に交付又は送付することにより、変更された当該業務変更要求通知の受領後[10]日以内に更に回答を求めることができる。乙が(1)ないし(8)に掲げる事由に該当することを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は[30]日以内に、乙と協議のうえ、本契約の一部解約を行うことができる。
 - (1) 人の生命身体に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (2) 違法となるとき
 - (3) 乙又は運営等協力企業等の許認可の取消原因となるとき
 - (4) 乙又は運営等協力企業等が合理的に判断して取得不能な許認可の取得が必要となるとき
 - (5) 変更対象業務以外の業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (6) 業務変更要求通知が本契約に定められた記載事項を欠いているとき
 - (7) 変更が実施された場合に本件病院の根本的な部分の変化を招来するとき
 - (8) 乙の経営に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (9) 業務変更要求通知に記載された変更開始希望日から[30]日以内に乙が変更後の業務を開始することが不能と合理的に判断されるとき
- 9 8の(1)ないし(9)に掲げる事由に該当する場合を除き、乙は、以下の各号に掲げる事項を記載した回答書により回答を行う。乙が期限までに回答を送付しない場合は、甲の変更要求通知記載の条件をすべて承諾したものとみなす。
 - (1) 変更への移行方法
 - (2) 変更に係る乙の増加費用及び減少可能な費用
 - (3) 取得又は変更しなければならない許認可及び当該許認可の取得見込日
 - (4) 変更の結果必要となるモニタリング実施計画書並びに本契約及び要求水準書中関連する条項の変更案
 - (5) 変更により本件病院の利用不能又は不便を招来するか否か
 - (6) 変更によりライフサイクルコストに与える影響があればその影響

- (7) 運営等協力企業等の変更の見込み
 - (8) その他甲が定める事項及び特記事項
- 10 甲は、3若しくは5の回答書を受領後又は3若しくは5の回答書を受領せずにその回答期限を経過した後直ちに、乙との間で、要求水準の詳細、サービスの対価の算定方法の変更、変更期限日及びその他必要な事項について協議する。これらの事項について甲及び乙が合意に至った場合、甲及び乙は本契約の変更を証するため、変更確認書を作成する。
- 11 10の合意が協議開始後[60]日以内に成立しなかった場合、甲は、第120条第2項の費用負担に従い、合理的な内容の要求水準の詳細、サービスの対価の算定方法の変更、変更期限日及びその他必要な事項を乙に通知することにより、要求水準書を変更するか、又は契約の解除に関する協議を求めることができる。
- 12 乙は、随時、変更内容及び9の(1)ないし(8)に掲げる事項を記載し、かつ見積りを付した書面により要求水準又は業務範囲の変更を提案することができる。甲は、乙の当該提案について協議に応じるか否かを決定し、[15]日以内に書面により乙に回答する。甲が乙の当該提案について協議に応じる場合は、9、10の規定を準用する。

別紙 14 業務別仕様書及び作業マニュアルの変更手続（第 121 条関係）

- 1 乙は、業務別仕様書又は作業マニュアル（以下、「業務別仕様書等」という。）を変更することが必要と判断するときは、要求水準を満たす限りにおいて、自己の裁量と責任により、随時業務別仕様書等を変更することができる。
- 2 乙は、業務別仕様書等を変更することが必要であると判断するときは、業務別仕様書等変更通知書を作成し、当該業務別仕様書等の変更予定日の[1]か月前までに（ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、かかる期限を遵守することができないときは、できるだけ早期に）甲に送付又は交付する。
- 3 2の業務別仕様書等変更通知書には、次の(1)ないし(9)に掲げる事項を記載し、かつ、当該業務別仕様書等の変更に伴い、運営等協力企業との契約内容を変更するとき（運営等協力企業を変更するときを除く。）は、乙と運営等協力企業との間の変更後の契約案、及び5の許認可を受けたことを証する書面がある場合は、当該書面の写しを添付する。
 - (1) 対象業務、変更内容、変更予定日及び移行方法
 - (2) 変更を要する理由
 - (3) 運営等協力企業等の変更の要否
 - (4) 業務別仕様書等の変更に係る許認可の要否
 - (5) 業務別仕様書等の変更により許認可を要する場合は当該許認可の有無又は取得見込み
 - (6) 業務別仕様書等の変更により本件病院に与える影響
 - (7) 業務別仕様書等の変更によるサービスの対価の変更の希望の有無並びに希望がある場合はその理由及び見積り
 - (8) モニタリング実施計画書の変更を要するときは変更案
 - (9) その他甲が定める事項及び特記事項
- 4 甲は、業務別仕様書等変更通知の記載内容について疑義がある場合、当該業務別仕様書等変更通知を受領後[10]日以内に乙にその旨を書面により照会することができる。乙は、当該照会を受領した日から[10]日以内に甲に回答書を提出する。
- 5 乙は、4の回答に必要であると判断する場合、運営等協力企業等をして前項の回答書を補充説明させることができる。
- 6 4、5に定める手続は複数回行うことができる。
- 7 乙が業務別仕様書等変更通知においてサービスの対価の変更を希望する旨を記載した場合、甲は、業務別仕様書等変更通知を受領後 10 日以内に、サービスの対価の変更に関する協議に応じるか否かについて、書面により乙に通知する。
- 8 7の規定により甲が乙に対しサービスの対価の変更に関する協議に応じる旨を通知した場合、甲と乙は、サービスの対価の変更について協議する。当該協議において

合意が成立しない場合、甲がサービスの対価の変更の可否及び変更する場合はその変更されたサービスの対価を決定し、乙に通知する。

- 9 法令変更、不可抗力又は本件病院の事業規模の変更により業務別仕様書等を変更することを要する場合であって、甲がサービスの対価の変更に関する協議に応じない旨を通知したとき又は、前項の規定により甲が通知した変更後のサービスの対価に不服があるときは、乙は、[6]か月以上前に甲に対してその旨及び理由を記載した書面により通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解約を行うことができる。乙は、解約日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解約日までのサービスの対価を支払わなければならない。
- 10 甲は、第120条の場合を除き、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により、業務別仕様書等を変更することが必要と判断するときは、乙に対し、対象業務、変更内容、変更希望日、変更後のサービスの対価を変更する意思の有無及び業務別仕様書等の変更を求める理由を記載した書面により、随時業務別仕様書等の変更を求めることができる。
- 11 乙は、10の書面を受領した後[30]日以内に、甲に対し、当該業務別仕様書等変更要求に関して当該業務別仕様書等変更要求に関する仮見積り、他の業務への影響の有無及び当該業務別仕様書等変更要求に対する質問、意見又は提案を書面により提出する。ただし、これらの仮見積り及び意見又は提案は、甲及び乙を拘束しないものとする。
- 12 甲は、11の書面を受領した後[30]日以内に、乙に対し、当該変更要求（サービスの対価の変更を含む。）に関して協議を求めることができる。
- 13 法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により業務別仕様書等を変更することを要する場合であって、甲と乙の間でサービスの対価の変更に関する合意が成立しないときは、甲は、[6]か月以上前に乙に対してその旨及び理由を記載した書面により通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解約を行うことができる。乙は、解約日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解約日までのサービスの対価を支払わなければならない。
- 14 乙は、1ないし12の規定により業務別仕様書等を変更した場合は、変更後[5]日以内に、次の(1)ないし(3)に掲げる事項を記載した業務別仕様書等変更届出書を甲に提出する。ただし、業務別仕様書等の変更に許認可を要するときは、当該許認可を受けたことを証する書面の写しを、3の業務別仕様書等変更通知書に添付した場合を除き、業務別仕様書等変更届出書に添付することを要する。
 - (1) 業務別使用書等の変更による変更後の業務方法及び変更日
 - (2) サービスの対価の変更について甲と協議が整ったときは変更後のサービスの対価

(3) その他甲が定める事項及び特記事項

- 15 2ないし14の規定は、軽微な変更には適用しない。
- 16 業務別仕様書等の変更により、運営等協力企業の変更を要するときは、前節に定める手続にも従うことを要する。

別紙 15 法令変更等による増加費用の負担割合（第 53 条、第 72 条、第 82 条、第 110 条、第 111 条、第 120 条、第 139 条、第 140 条関係）

第139条に規定する法令変更等に基づいて増加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

	甲負担割合
1. 本事業に直接影響を与える法令の変更の場合	100%
2. 1. 以外の法令の変更の場合	0%

なお、1. の「本事業に直接影響を与える法令の変更」とは、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の費用に影響があるものを意味することとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令の変更は含まれない。

別紙 16 不可抗力による損害等の負担割合（第 53 条、第 55 条、第 72 条、第 82 条、第 110 条、第 111 条、第 120 条、第 142 条、第 144 条関係）

1. 不可抗力による損害の対象

不可抗力による損害の対象は、以下のとおりとする。

- ① 設計・施工期間、調達期間及び運営期間の変更、延期及び短縮に伴う施設整備業務費、調達関連業務費（医薬品代金、診療材料代金及び準備品・消耗品代金を除く。）及び運營業務費
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び事業者提案又は基本設計説明書若しくは設計図書の変更等に伴う増加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急措置費用
- ④ 損壊した対象施設等の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮設工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 設計・施工期間、調達期間及び運営期間の変更、延期及び短縮に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う増加費用
- ⑥ 設計・施工期間、調達期間及び運営期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損害及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の逸失利益は除く。）

2. 不可抗力による損害の分担

(1) 設計・施工期間

設計・施工期間中に不可抗力が生じ、病院施設整備業務、医療機器等調達関連業務に関して事業者が損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、設計・施工期間中の累計で施設整備業務費相当額、医療機器等（給食用機器を含む。）の初期調達費相当額及び一般備品の初期調達費相当額の合計額（以下本号において「施設整備業務費等相当額」という。）の 100 分の 1 に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち設計・施工期間中は施設整備業務費等相当額の 100 分の 1 を超える部分を甲の負担部分から控除する。

(2) 調達期間中

調達期間中に不可抗力が生じ、運營業務等に関して乙に損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、事業年度ごとに累計し、当該事業年度の統括マネジメント業務費相当額、調達関連業務費相当額（医療機器等（給食

用機器を含む。)の初期調達費相当額、一般備品の初期調達費相当額、医薬品代金相当額、診療材料代金相当額及び準備品・消耗品代金相当額を除く。)及び運營業務費相当額の合計額(別紙12の改定がなされ、かつ別紙12の減額がなされていない金額とする。以下本号において「調達・運營業務費相当額」という。)の100分の1に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については、甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち調達・運營業務費相当額の100分の1を超える部分は甲の負担部分から控除する。

(3) 設計・施工期間と調達期間とが重複する期間

設計・施工期間と調達期間とが重複する期間に病院施設整備業務、医療機器等調達関連業務に関して乙に損害が発生した場合は、2.(1)を、運營業務等に関して乙に損害が発生した場合は、2.(2)を適用する。

(4) 前3号に定める金額には、いずれも消費税及び地方消費税を含む。